

頁	現 行	修 正 案	修正理由
1-3	(1) 「震災対策編」の目標 この計画は、「第1章 第6節 京都市第<u>3</u>次地震被害想定」に掲げる京都市域に被害を及ぼす地震等に対処するための基本的な計画であり、最悪の事態を想定して取り組むべき各種対策を明確にしておくことを目標とする。	(1) 「震災対策編」の目標 この計画は、「第1章 第6節 京都市第<u>4</u>次地震被害想定」に掲げる京都市域に被害を及ぼす地震等に対処するための基本的な計画であり、最悪の事態を想定して取り組むべき各種対策を明確にしておくことを目標とする。	地震被害 想定の見直しに伴う修正
1-13	1 社会的特性 (1) 人口分布 <u>（追記）</u> <u>ア 人口の分布</u> 京都市の人口は約146万人（令和2年国勢調査）である。地震が発生した場合、その後の被災者の行動や防災関係機関等の活動にも制約を与えるため、次のような人口の分布をもとに、震災後の迅速な救助活動や消火活動などの初期初動体制を考えていく必要がある。 <u>イ 昼間人口の分布</u> 京都市の昼間人口は約159万人（令和2年国勢調査）で、<u>当時の</u>人口の約146万人に対し約13万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約27万人が流入している。 昼間の活動時間帯に地震が発生し、道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると、京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想される。 <u>ウ 高齢者等の分布</u> 京都市の人口を年齢別にみると（令和2年国勢調査）、<u>15</u>歳までの年少	1 社会的特性 (1) 人口分布 京都市の<u>常住</u>人口は約146万人（令和2年国勢調査）である。地震が発生した場合、その後の被災者の行動や防災関係機関等の活動にも制約を与えるため、次のような人口の分布をもとに、震災後の迅速な救助活動や消火活動などの初期初動体制を考えていく必要がある。 <u>（削除）</u> <u>ア 昼間人口の分布</u> 京都市の昼間人口は約159万人（令和2年国勢調査）で、<u>常住</u>人口の約146万人に対し約13万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約27万人が流入している。 昼間の活動時間帯に地震が発生し、道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると、京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想される。 <u>イ 高齢者等の分布</u> 京都市の人口を年齢別にみると（令和2年国勢調査）、<u>14</u>歳までの年少人口	地震被害 想定の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
	人口は約15万人(10.5%)である。また、65歳以上の<u>老年</u>人口は約41万人(28.2%)である。<u>近年、年少人口の減少に対し老年人口の増加が著しく、昭和45年の老年人口と比べると実数値で2倍以上の増加を示している。</u> 高齢者は、地震による揺れが大きくなった場合、若年者に比較して機敏な避難行動が困難となることが予想される。また、震災後に長期間の避難所生活を余儀無くされた場合、高齢者や乳幼児等は健康面、食料や生活必需品等の物資供給面においても、特有のニーズが発生することが予想される。 <u>エ</u> 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は 5,352 万人で一日平均すると約 15 万人となり、そのうち約 25%が市内への宿泊客である。(※なお、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の推計は行っていない。) (京都市の人口・建物分布状況) <table><tr><th></th><th>世帯数</th><th>人口</th><th><u>老年</u> 人口比 (%)</th><th>年 少 人口比 (%)</th><th>昼間人口</th><th>人口比 (%)</th><th>全建物 棟 数</th><th>木造建 物比率 (%)</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注) 世帯数、人口、<u>老年</u>人口比、年少人口比、昼間人口及び人口比は令和2年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100		世帯数	人口	<u>老年</u> 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建 物比率 (%)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	は約15万人(10.5%)である。また、65歳以上の<u>高齢者</u>人口は約41万人 (28.2%)である。<u>長年にわたる少子高齢化の影響により、半世紀前(昭和45年)との比較で、年少人口はおよそ半分に減少し、高齢者人口は約4倍に増加した。</u> 高齢者は、地震による揺れが大きくなった場合、若年者に比較して機敏な避難行動が困難となることが予想される。また、震災後に長期間の避難所生活を余儀無くされた場合、高齢者や乳幼児等は健康面、食料や生活必需品等の物資供給面においても、特有のニーズが発生することが予想される。 <u>ウ</u> 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は5,352万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約25%が市内への宿泊客である。(※なお、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の推計は行っていない。) (京都市の人口・建物分布状況) <table><tr><th></th><th>世帯数</th><th>人口</th><th><u>高齢者</u> 人口比 (%)</th><th>年 少 人口比 (%)</th><th>昼間人口</th><th>人口比 (%)</th><th>全建物 棟 数</th><th>木造建 物比率 (%)</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注) 世帯数、人口、<u>高齢者</u>人口比、年少人口比、昼間人口及び人口比は令和2年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100		世帯数	人口	<u>高齢者</u> 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建 物比率 (%)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	世帯数	人口	<u>老年</u> 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建 物比率 (%)																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																															
	世帯数	人口	<u>高齢者</u> 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物 棟 数	木造建 物比率 (%)																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																															

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
1-14	(3) 文化財の分布 非戦災<u>の</u>京都市<u>で</u>は世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和<u>4</u>年4月1日現在、市内の重要文化財は <u>1,898</u> 件であり、行政区別では、右京区が最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは216件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。	(3) 文化財の分布 非戦災<u>都市である</u>京都市<u>に</u>は世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和<u>5</u>年4月1日現在、市内の重要文化財は <u>1,901</u> 件であり、行政区別では、右京区が最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは216件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。	時点修正
1-20	第6節 京都市第<u>3</u>次地震被害想定 全改訂 (略)	第6節 京都市第<u>4</u>次地震被害想定 全改訂 別紙参照	地震被害 想定の見直しに伴う修正
2-4	※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 令和<u>4</u>年7月1日現在約 <u>521.2</u>ha (2) まちなかの公開空地・広場の確保（都市計画局建築指導課） 総合設計制度は、市街地の整備改善を目的とした建築基準法上の制度であり、建築物の敷地内に日常一般に開放された公共的な空地（公開空地）を確保することにより、建築物の建蔽率や容積率の規制を総合的に判断するものである。 「京都市総合設計制度取扱要領」（<u>令和3年4月</u>）の運用により、京都の特性にあった建築計画を誘導し、都市に緑とうるおいを与え、市街地環境の整備改善を図る。 ※ 公開空地の確保（都市計画局） ○ 令和<u>4</u>年7月1日現在許可実績22件（総合設計制度）	※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 令和<u>5</u>年7月1日現在約 <u>509.25</u>ha (2) まちなかの公開空地・広場の確保（都市計画局建築指導課） 総合設計制度は、市街地の整備改善を目的とした建築基準法上の制度であり、建築物の敷地内に日常一般に開放された公共的な空地（公開空地）を確保することにより、建築物の建蔽率や容積率の規制を総合的に判断するものである。 「京都市総合設計制度取扱要領」（<u>令和5年4月</u>）の運用により、京都の特性にあった建築計画を誘導し、都市に緑とうるおいを与え、市街地環境の整備改善を図る。 ※ 公開空地の確保（都市計画局） ○ 令和<u>5</u>年7月1日現在許可実績22件（総合設計制度）	時点修正
2-5	2 市街地の整備 (3) 市街地の小規模単位の整備の誘導	2 市街地の整備 (3) 市街地の小規模単位の整備の誘導	時点修正

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	[箱書き内] ※ 土地区画整理事業（都市計画局、建設局） ○ 市施行6地区	[箱書き内] ※ 土地区画整理事業（都市計画局、建設局） ○ 市施行5地区	
2-6	※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約176ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約7,205haを指定 ※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在、山科駅前地区（約2.8ha）、太秦東部地区（約0.9ha）、京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定 ※ 特定街区（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在、京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定	※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約176ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約7,205haを指定 ※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在、山科駅前地区（約2.8ha）、太秦東部地区（約0.9ha）、京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定 ※ 特定街区（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在、京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定	時点修正
2-7	※ 建築協定（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在74地区で建築協定を締結。 ※ 地区計画制度（都市計画局） ○ 令和4年7月1日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等69地区の地区計画が決定されている。	※ 建築協定（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在75地区で建築協定を締結。 ※ 地区計画制度（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等70地区の地区計画が決定されている。	時点修正
2-8	(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進 ア (略) イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等（消防局 予防課）（略）	(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進 ア (略) イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等（都市計画局景観政策課、消防局予防課）（略）	担当の変更に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-9	■ 基本方針 公共建築物については、災害時の役割や市民生活へ与える影響が大きい ため、その用途に応じて各施設の<u>耐震不燃化</u>の推進を図っていく。 1 公共建築物の耐震化 (1) 新築建築物の耐震化の促進（都市計画局公共建築部） 公共建築物については、災害時の役割や市民生活への影響が大きい ため、その用途に応じ、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）」に基づいて総合的な耐震 性の向上を図るとともに、京都市第<u>3</u>次地震被害想定における地震動予測を 反映したものとする。 (2) 防災拠点となる庁舎等の<u>耐震改修の推進（都市計画局公共建築部、（追 記）、教育委員会各所属）</u> （略） また、学校施設については、文部科学省等の定める基準に基づき、計画的 に校舎等の改修や補強等を実施する。庁舎及び学校施設の補強計画にあつて は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定における地震動予測を反映したものとする。 なお、京都市が所有する施設については、リストを作成し、必要となる耐 震化実施の方針と合わせて公表する。 (3) 多数の市民が利用する公共施設の<u>耐震不燃化</u>の推進（<u>都市計画局公共 建築部、（追記）</u>） 多数の市民が利用する公共施設のうち既存建築物については、「<u>耐震 改修促進実施計画</u>」に基づいて、建替や改築計画などとの整合を図りな がら、計画的な<u>耐震不燃化対策</u>を実施する。 ※ 公共施設耐震化対策の推進（行財政局、都市計画局、教育委員会ほか）	■ 基本方針 公共建築物については、災害時の役割や市民生活へ与える影響が大きい ため、その用途に応じて各施設の<u>耐震化</u>の推進を図っていく。 1 公共建築物の耐震化 (1) 新築建築物の耐震化の促進（都市計画局公共建築部） 公共建築物については、災害時の役割や市民生活への影響が大きい ため、その用途に応じ、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）」に基づいて総合的な耐震 性の向上を図るとともに、京都市第<u>4</u>次地震被害想定における地震動予測を 反映したものとする。 (2) 防災拠点となる庁舎等の耐震改修の推進（<u>都市計画局公共建築部、都市計 画局建築指導部、教育委員会各所属</u>） （略） また、学校施設については、文部科学省等の定める基準に基づき、計画的 に校舎等の改修や補強等を実施する。庁舎及び学校施設の補強計画にあつて は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定における地震動予測を反映したものとする。 なお、京都市が所有する施設については、リストを作成し、必要となる耐 震化実施の方針と合わせて公表する。 (3) 多数の市民が利用する公共施設の<u>耐震化</u>の推進（<u>都市計画局公共建築部、 都市計画局建築指導部</u>） 多数の市民が利用する公共施設のうち既存建築物については、「<u>京都市 建築物耐震改修促進計画</u>」に基づいて、建替や改築計画などとの整合を 図りながら、計画的な<u>耐震化対策</u>を実施する。 ※ 公共施設耐震化対策の推進（行財政局、都市計画局、教育委員会ほか）	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正 担当の変 更に伴う 修正 耐震改修 促進計画 の改定に 伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	○ 京都市耐震診断マニュアルの策定（平成7年度） ○ 昭和56年度の新耐震基準以前に建設された施設のうち、防災活動の拠点となる施設、福祉施設の耐震性調査の実施（平成8年度～） ○ 都市基盤整備公団併設の公共施設の耐震性調査を実施（平成9年度～） ○ 耐震性調査の実施結果に基づき、補強計画の作成、補強工事等を実施（平成8年度～） ○ 学校施設（公立小中学校）の大規模改修事業の実施（平成8年度～） ○ <u>市施設の耐震化推進計画の策定（平成16年度～）</u> ※ 市営住宅の耐震改修、建替え等の推進（都市計画局） ○ 京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、同計画の最終年度に当たる平成32年度末までに耐震化率が90%以上となるよう、取組を進める。 ※ 市営住宅の外壁落下防止改修事業（都市計画局） ○ 京都市市営住宅長寿命化計画等に基づき実施	○ 京都市耐震診断マニュアルの策定（平成7年度） ○ 昭和56年度の新耐震基準以前に建設された施設のうち、防災活動の拠点となる施設、福祉施設の耐震性調査の実施（平成8年度～） ○ 都市基盤整備公団併設の公共施設の耐震性調査を実施（平成9年度～） ○ 耐震性調査の実施結果に基づき、補強計画の作成、補強工事等を実施（平成8年度～） ○ 学校施設（公立小中学校）の大規模改修事業の実施（平成8年度～） ○ <u>京都市建築物耐震改修促進計画の策定（平成27年度～）</u> ※ 市営住宅の耐震改修、建替え等の推進（都市計画局） ○ 京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、同計画の最終年度に当たる平成32年度末までに耐震化率が90%以上となるよう、取組を進める。 ※ 市営住宅の外壁落下防止改修事業（都市計画局） ○ 京都市市営住宅長寿命化計画等に基づき実施	
2-10	2 既存建築物の耐震化の促進 (1) 「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」の推進（都市計画局（建築安全推進課、建築審査課）） 平成28年3月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」（平成29年3月一部改定）に基づき、目指すべき目標として、住宅及び特定建築物の耐震化率は令和7年度末までに95.0%、市有建築物の耐震化率は利活用の方針を検討中のものを除き、できるだけ早期に100%を達成することを掲げ、特に阪神・淡路大震災でも多くの被害がみられた昭和56年5月31日以前に着工した住宅・建築物について重点的に耐震化を促進していく。 (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく措置等（都市計画局（建築安全推進課、建築審査課）） ア 特定既存耐震不適格建築物等に対する指導等 建築物の耐震改修の促進に関する法律では、「特定既存耐震不適格建築物」として位置付けられた多数の者が利用する一定規模以上の建	2 既存建築物の耐震化の促進 (1) 「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」の推進（都市計画局（建築安全推進課、建築審査課）） 平成28年3月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」（令和3年3月一部改定）に基づき、目指すべき目標として、住宅及び特定建築物の耐震化率は令和7年度末までに95.0%、市有建築物の耐震化率は利活用の方針を検討中のものを除き、できるだけ早期に100%を達成することを掲げ、特に阪神・淡路大震災でも多くの被害がみられた昭和56年5月31日以前に着工した住宅・建築物について重点的に耐震化を促進していく。 (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく措置等（都市計画局（建築安全推進課、建築審査課）） ア 特定既存耐震不適格建築物等に対する指導等 建築物の耐震改修の促進に関する法律では、「特定既存耐震不適格建築物」として位置付けられた多数の者が利用する一定規模以上の建築物等を	時点修正

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	建築物をはじめ、現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者に対して耐震診断や耐震改修を行う努力義務を課しており、必要に応じて、耐震診断や耐震改修について指導、助言等を行う。 また、法律<u>等</u>により耐震診断が義務付けられた大規模建築物等に対して、耐震診断結果の報告について指導を行う。 (略)	はじめ、現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者に対して耐震診断や耐震改修を行う努力義務を課しており、必要に応じて、耐震診断や耐震改修について指導、助言等を行う。 また、法律<u>(削除)</u>により耐震診断が義務付けられた大規模建築物等に対して、耐震診断結果の報告について指導を行う。 (略)	
2-11	(3) 住宅の耐震化（木造住宅・京町家）（都市計画局建築安全推進課） ア 耐震診断士の派遣 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅及び昭和25年11月25日以前に着工された京町家を対象に耐震診断士を無料で派遣<u>する</u>。 また、京町家に限り、一定額の負担で、耐震診断士が引き続き耐震改修計画作成を行う制度を実施している。 イ 耐震改修の助成 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家を対象として、耐震性及び防火性が確実に向上する様々な工事を助成対象としてあらかじめメニュー化し、手続きが簡単で利用者の費用負担が少ない改修助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」を実施する（現在は休止中）。 ※ 資料2-1-2-2 耐震診断事業及び耐震改修助成事業の概要 (4) 住宅の耐震化（分譲マンション）（都市計画局建築安全推進課）<u>（追記）</u> 昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンションを対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用の一部を助成<u>する</u>。 (6) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（耐震診断が努力義務の建築物）（都市計画局建築安全推進課）<u>（追記）</u>	(3) 住宅の耐震化（木造住宅・京町家）（都市計画局建築安全推進課） ア 耐震診断士の派遣 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅及び昭和25年11月25日以前に着工された京町家を対象に耐震診断士を無料で派遣<u>している</u>。 また、一定額の負担で、耐震診断士が引き続き耐震改修計画作成を行う制度を実施している。（ただし、令和3年度から京町家に限る。） イ 耐震改修の助成【令和4年度以降休止】 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家を対象として、耐震性及び防火性が確実に向上する様々な工事を助成対象としてあらかじめメニュー化し、手続きが簡単で利用者の費用負担が少ない改修助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」を実施する。 ※ 資料2-1-2-2 耐震化対策助成事業の概要 (4) 住宅の耐震化（分譲マンション）（都市計画局建築安全推進課）<u>【令和4年度以降休止】</u> 昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンションを対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用の一部を助成<u>している</u>。 (6) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（耐震診断が努力義務の建築物）（都市計画局建築安全推進課）<u>【令和4年度以降休止】</u>	時点修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	特定既存耐震不適格建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された災害時に防災拠点となる病院、避難所、倒壊により緊急輸送道路等を閉塞する恐れのある建築物、ホテル及び旅館で一定の要件を満たすものを対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用の一部を助成する（現在は休止中）。 (7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課） ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定（略） イ 耐震診断、耐震改修計画及び耐震改修の助成 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用を助成している。 ※ 資料2-1-2-2 <u>耐震診断事業及び耐震改修</u>助成事業の概要	特定既存耐震不適格建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された災害時に防災拠点となる病院、避難所、倒壊により緊急輸送道路等を閉塞する恐れのある建築物、ホテル及び旅館で一定の要件を満たすものを対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用の一部を助成している。 (7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課） ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定（略） イ 耐震診断、耐震改修計画及び耐震改修の助成 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用を助成している。 ※ 資料2-1-2-2 <u>耐震化対策</u>助成事業の概要	
2-13	3-1 宅地の安全性の確保 ■ 基本方針 法令により、災害に対する危険区域に指定された地域等については、優先度を考慮して、防災工事事業に着手し、宅地の安全性を確保する。 その際には、京都市第<u>3</u>次地震被害想定における地震動等を反映したものととする。 1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） <u>宅地造成等規制法</u>に基づき、<u>宅地造成</u>工事規制区域（<u>宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出による災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域</u>であるとして市長が指定した区域）におい	3-1 宅地の安全性の確保 ■ 基本方針 法令により、災害に対する危険区域に指定された地域等については、優先度を考慮して、防災工事事業に着手し、宅地の安全性を確保する。 その際には、京都市第<u>4</u>次地震被害想定における地震動等を反映したものととする。 1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づき、<u>宅地造成等</u>工事規制区域（<u>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生じるおそれが大きい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域であって、</u>市長が指定し	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正 関係法令 の改正に 伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																
	て、<u>宅地造成</u>に関する工事を行おうとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。 これにより、<u>宅地造成工事</u>に一定の技術的基準を確保するとともに、災害の防止のために必要な規制を行うことにより市民の生命及び財産の保護を図る。 <u>（追記）</u> このほか、都市計画法に基づく開発許可制度、京都市宅地開発要綱、京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱、京都市土採取規制条例、建築基準法等による規制、指導を徹底し、<u>宅地</u>の安全性の確保を図る。	た区域）<u>及び特定盛土等規制区域（当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域の居住者その他の者の生命又は財産に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域であって、市長が指定した区域）</u>において、<u>宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積</u>に関する工事を行おうとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。 これにより、<u>宅地造成工事等</u>に一定の技術的基準を確保するとともに、災害の防止のために必要な規制を行うことにより市民の生命及び財産の保護を図る。 <u>なお、新たな規制区域の公示までは、経過措置により、宅地造成等規制法及び同法に基づく規制区域が適用される。</u> このほか、都市計画法に基づく開発許可制度、京都市宅地開発要綱、京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱、京都市土採取規制条例、建築基準法等による規制、指導を徹底し、<u>宅地等</u>の安全性の確保を図る。																																																																	
2-16	3 宅地危険箇所の防災パトロール （防災パトロールの実施状況（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td><u>10</u></td><td><u>25</u></td><td><u>35</u></td></tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>1</u></td><td><u>19</u></td><td><u>20</u></td></tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>39</u></td><td><u>22</u></td><td><u>61</u></td></tr> <tr> <td>山科区</td><td><u>21</u></td><td><u>16</u></td><td><u>37</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td><u>2</u></td><td><u>26</u></td><td><u>28</u></td></tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>12</u></td><td><u>23</u></td><td><u>35</u></td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td><u>6</u></td><td><u>16</u></td><td><u>22</u></td></tr> </tbody> </table>	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	<u>10</u>	<u>25</u>	<u>35</u>	左京区	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	東山区	<u>39</u>	<u>22</u>	<u>61</u>	山科区	<u>21</u>	<u>16</u>	<u>37</u>	右京区	<u>2</u>	<u>26</u>	<u>28</u>	西京区	<u>12</u>	<u>23</u>	<u>35</u>	伏見区	<u>6</u>	<u>16</u>	<u>22</u>	3 宅地危険箇所の防災パトロール （防災パトロールの実施状況（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td><u>10</u></td><td><u>16</u></td><td><u>26</u></td></tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>4</u></td><td><u>28</u></td><td><u>32</u></td></tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>48</u></td><td><u>13</u></td><td><u>61</u></td></tr> <tr> <td>山科区</td><td><u>24</u></td><td><u>22</u></td><td><u>46</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td><u>1</u></td><td><u>17</u></td><td><u>18</u></td></tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>12</u></td><td><u>20</u></td><td><u>32</u></td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td><u>6</u></td><td><u>23</u></td><td><u>29</u></td></tr> </tbody> </table>	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	<u>10</u>	<u>16</u>	<u>26</u>	左京区	<u>4</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	東山区	<u>48</u>	<u>13</u>	<u>61</u>	山科区	<u>24</u>	<u>22</u>	<u>46</u>	右京区	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>18</u>	西京区	<u>12</u>	<u>20</u>	<u>32</u>	伏見区	<u>6</u>	<u>23</u>	<u>29</u>	時点修正
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																
北 区	<u>10</u>	<u>25</u>	<u>35</u>																																																																
左京区	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>20</u>																																																																
東山区	<u>39</u>	<u>22</u>	<u>61</u>																																																																
山科区	<u>21</u>	<u>16</u>	<u>37</u>																																																																
右京区	<u>2</u>	<u>26</u>	<u>28</u>																																																																
西京区	<u>12</u>	<u>23</u>	<u>35</u>																																																																
伏見区	<u>6</u>	<u>16</u>	<u>22</u>																																																																
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																
北 区	<u>10</u>	<u>16</u>	<u>26</u>																																																																
左京区	<u>4</u>	<u>28</u>	<u>32</u>																																																																
東山区	<u>48</u>	<u>13</u>	<u>61</u>																																																																
山科区	<u>24</u>	<u>22</u>	<u>46</u>																																																																
右京区	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>18</u>																																																																
西京区	<u>12</u>	<u>20</u>	<u>32</u>																																																																
伏見区	<u>6</u>	<u>23</u>	<u>29</u>																																																																

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料 2

頁	現 行				修 正 案				修正理由
	計	91	147	238	計	105	139	244	
	(令和3年7月1日～令和4年6月30日)				(令和4年7月1日～令和5年6月30日)				
2-18	4-1 道路・橋りょう等の安全対策(耐震化) 2 橋りょうの整備・耐震化 (2) 「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」の推進(建設局橋りょう健全推進課) 災害時における都市機能の確保を図るとともに、平常時においても市民生活を守るため、平成23年12月に「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定した。このプログラムは、橋りょう対策の優先順位を明確化し、5年を区切りとした具体的な工事の進め方を示したものであり、<u>平成29年2月には第2期プログラムを策定</u>し、橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕を効率的、効果的に推進している。				4-1 道路・橋りょう等の安全対策(耐震化) 2 橋りょうの整備・耐震化 (2) 「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」の推進(建設局橋りょう健全推進課) 災害時における都市機能の確保を図るとともに、平常時においても市民生活を守るため、平成23年12月に「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定した。このプログラムは、橋りょう対策の優先順位を明確化し、5年を区切りとした具体的な工事の進め方を示したものであり、<u>令和4年3月には第3期プログラムを策定</u>し、橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕を効率的、効果的に推進している。				関係計画の改訂に伴う修正
2-19	4-1 道路・橋りょうの安全対策(耐震化) (略) ※ 道路・橋りょう等整備事業(建設局) ○ 災害防除事業(令和3年度：一般国道162号ほか16路線) ○ 道路改良事業(平成21年度：一般国道477号ほか9路線) ○ 橋りょう健全化事業 <u>(耐震補強：御園橋、九条跨線橋など17橋の耐震補強完了(平成29年度～令和3年度))</u> <u>(老朽化修繕：賀茂大橋、荒神橋など22橋の老朽化修繕完了(平成29年度～令和3年度))</u>				4-1 道路・橋りょうの安全対策(耐震化) (略) ※ 道路・橋りょう等整備事業(建設局) ○ 災害防除事業(令和3年度：一般国道162号ほか16路線) ○ 道路改良事業(平成21年度：一般国道477号ほか9路線) ○ 橋りょう健全化事業 <u>(耐震補強：御園橋、九条跨線橋など29橋完了)</u> <u>(老朽化修繕：賀茂大橋、二条大橋など132橋完了)</u>				関係計画の改訂に伴う修正

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（令和<u>3</u>年度：一般国道162号ほか<u>16</u>路線）	5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（令和<u>4</u>年度：一般国道162号ほか<u>15</u>路線）	時点修正
2-20	4-2 河川施設等の防災対策 （略） 1 河川施設等の防災対策 （略） ※ 浸水防除対策（建設局） ○ 河川改良等；<u>杉坂川ほか5河川</u> ○ 「京都市水共生プラン」における雨水流出抑制対策の実施 ○ 幹線排水路整備、排水機場維持管理等	4-2 河川施設等の防災対策 （略） 1 河川施設等の防災対策 （略） ※ 浸水防除対策（建設局） ○ 河川改良等；<u>小塩川ほか</u> ○ 「京都市水共生プラン」における雨水流出抑制対策の実施 ○ 幹線排水路整備、排水機場維持管理等	時点修正
2-21	1 市民に対する防災知識の普及啓発 (1) 市民に対する防災知識の普及啓発（行財政局防災危機管理室、総合企画局（総合政策室（<u>創生戦略</u>・市民協働推進担当）、市長公室（広報担当）、国際<u>化</u>推進室）、消防局（総務課、消防団・自主防災推進室）） 市民に対して、防災に関する知識や防災技術の向上を図るため、<u>（追記）</u>、パンフレット、市民しんぶんなどの印刷広報媒体、屋外文字表示装置、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報媒体や研修会、講演会、更には市民防災センターでの体験学習などの教育訓練 <u>（追記）</u> を通じて市民への防災知識の普及を図る。 ※ 資料2-2-1-1 防災教育の実施内容 (2) 要配慮者に対する防災知識の普及等（行財政局防災危機管理室、総合企画局（総合政策室（<u>創生戦略</u>・市民協働推進担当）、市長公室（広報担当）、国際<u>化</u>推進室）、消防局（総務課、消防団・自主防災推進室）） （略）	1 市民に対する防災知識の普及啓発 (1) 市民に対する防災知識の普及啓発（行財政局防災危機管理室、総合企画局（総合政策室（<u>SDGs</u>・市民協働推進担当）、市長公室（広報担当）、国際<u>交流・共生</u>推進室）、消防局（総務課、消防団・自主防災推進室）） 市民に対して、防災に関する知識や防災技術の向上を図るため、<u>ハザードマップ</u>、パンフレット、市民しんぶんなどの印刷広報媒体、屋外文字表示装置、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報媒体や研修会、講演会、更には市民防災センターでの体験学習などの教育訓練 <u>やマイ・タイムライン作成啓発等</u> を通じて市民への防災知識の普及を図る。 ※ 資料2-2-1-1 防災教育の実施内容 (2) 要配慮者に対する防災知識の普及等（行財政局防災危機管理室、総合企画局（総合政策室（<u>SDGs</u>・市民協働推進担当）、市長公室（広報担当）、国際<u>交流・共生</u>推進室）、消防局（総務課、消防団・自主防災推進室）） （略）	担当の変更に伴う修正 字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-22	2 市民に対する防災教育 (1) 市民の基本的責務 (略) <u>(追記)</u> (2) 地域の災害対応力向上のための防火・防災教育（行財政局防災危機管理室、区役所、消防局（総務課、消防団・自主防災推進室）） 地域の防災環境について正しい理解と情報を持ち、災害時に適切な行動を実践するための日常的な防災活動や災害時における初期消火要領、救出救護要領としての防災器材の取扱い、応急手当、要配慮者の支援要領等、<u>それぞれの役割に適応した具体的カリキュラムに基づいた次の研修</u>を実施する。 ア (略) イ <u>自主防災部長等を対象とした研修</u> ウ 市民防災センター、消防活動総合センターを活用した<u>体験研修</u>	2 市民に対する防災教育 (1) 市民の基本的責務 (略) <u>キ SNSなどインターネットで得た、出所が防災関係機関ではない不確かな情報、デマなどを安易に拡散させない。</u> (2) 地域の災害対応力向上のための防火・防災教育（行財政局防災危機管理室、区役所、消防局（総務課、消防団・自主防災推進室）） 地域の防災環境について正しい理解と情報を持ち、災害時に適切な行動を実践するための日常的な防災活動や災害時における初期消火要領、救出救護要領としての防災器材の取扱い、応急手当、要配慮者の支援要領等<u>に基づいた次の研修や訓練</u>を実施する。 ア (略) イ <u>自主防災部等を対象とした地域発災型訓練等</u> ウ 市民防災センター、消防活動総合センターを活用した<u>体験型の研修</u>	SNSの取扱いについての追記 研修内容の見直しに伴う修正
2-23	4 学校等における防災教育 保育所、幼稚園の幼児、小・中・総合支援・高等学校の児童生徒を対象とし、各々の発達段階に応じた防災教材を作成し、日頃の備えや災害時の対応の方法などの防災教育を実施することにより、災害に関する知識を深め、災害への対応力の育成を図る。<u>(追記)</u> また、教職員、保育士等に対し、幼児、児童生徒等の安全確保のため、消防署等と連携して防災訓練や防災研修を実施するとともに、応急救護に関する知識、技術の習得を図る。 (1) 児童生徒に対する防災教育（教育委員会事務局体育健康教育室、消防局消防団・自主防災推進室）	4 学校等における防災教育 保育所、幼稚園の幼児、小・中・総合支援・高等学校の児童生徒を対象とし、各々の発達段階に応じた防災教材を作成し、日頃の備えや災害時の対応の方法などの防災教育を実施することにより、災害に関する知識を深め、災害への対応力の育成を図るとともに、<u>児童生徒のスマートフォン等の所持率が高いことから、災害時のインターネット情報の取得や発信についてインターネットリテラシーに基づいた指導啓発を行う。</u> また、教職員、保育士等に対し、幼児、児童生徒等の安全確保のため、消防署等と連携して防災訓練や防災研修を実施するとともに、応急救護に関する知識、技術の習得を図る。 (1) 児童生徒に対する防災教育（教育委員会事務局体育健康教育室、消防局消防団・自主防災推進室）	SNSの取扱いについての追記 字句修正

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	ア～ウ （略） エ 「年代別 防災指導カリキュラム」による年代に応じた防災教育の充実	ア～ウ （略） エ 「年代別防災指導カリキュラム」による年代に応じた防災指導の充実	
2-28	(3) 自主防災組織用器材整備（消防局（消防団・自主防災推進室、消防署）） ※ 自主防災組織の育成（消防局、消防署、区役所） ○ （略） ○ 自主防災会（追記）役員研修会の実施 ○ （略） ※ 自主防災組織活動助成（消防局） （略） 北部等山間地域で地域水道を活用した初期消火活動器材を整備する際に、購入に要する経費の2分の1以内で4万円を限度に、予算の範囲内で交付（平成20年度～）	(3) 自主防災組織用器材整備（消防局（消防団・自主防災推進室、消防署）） ※ 自主防災組織の育成（消防局、消防署、区役所） ○ （略） ○ 自主防災会等役員研修会の実施 ○ （略） ※ 自主防災組織活動助成（消防局） （略） 北部等山間地域で地域水道を活用した初期消火活動器材を整備する際に、購入に要する経費の2分の1以内で5万円を限度に、予算の範囲内で交付（平成20年度～）	字句修正 交付額の 変更に伴 う修正
2-38	3 情報通信ネットワークの整備 （防災情報システム概念図） （略） 防災情報システム 情報共有システム デジタル防災無線（追記） （イ）デジタル移動系無線システムの無線機を有効に活用し、ガス、電気等防災関係機関、消防署との連携を強化する。 （追記）	3 情報通信ネットワークの整備 （防災情報システム概念図） （略） 防災情報システム （削除） デジタル防災無線等 （イ）京都府衛星通信系防災情報システムを有効に活用し、ガス、電気等防災関係機関（削除）との連携を強化する。 ※ 資料3-3-10 京都市防災行政無線等系統図 ※ 資料3-3-15 京都市防災行政無線等設置状況一覧表	字句修正
2-39	3-2 通信施設の整備 1 有線電話・無線設備等の整備 (1) （略）	3-2 通信施設の整備 1 有線電話・無線設備等の整備 (1) （略）	防災基本 計画の変

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(2) (略) (3) 無線設備利用体制の整備（行財政局防災危機管理室） ア 防災情報システムを活用し、より効率的な連絡体制が確保できるよう、日常の整備に努め、無線設備の取扱いの<u>（追記）</u>研修、訓練等を実施する。 ※ 市役所及び区役所・支所間の通信を<u>多重無線から広帯域イーサネット（光専用回線網）及びBWA（無線LAN）</u>に切替（<u>平成25</u>年度）	(2) (略) (3) 無線設備利用体制の整備（行財政局防災危機管理室） ア 防災情報システムを活用し、より効率的な連絡体制が確保できるよう、日常の整備に努め、無線設備の取扱いの<u>定期的な</u>研修、訓練等を実施する。 ※ 市役所及び区役所・支所間の通信を<u>アナログ防災行政無線からIP告知システム</u>に切替（<u>令和元</u>年度）	更に伴う修正 字句修正
2-41	(2) <u>デジタル移動系防災無線システム</u>又は衛星携帯電話の活用 避難所の避難住民に対し、<u>デジタル移動系防災無線システム</u>又は衛星携帯電話を活用して、避難生活等に必要な情報の提供、収集等を行う。	(2) <u>MCAアドバンス</u>又は衛星携帯電話の活用 避難所の避難住民に対し、<u>MCAアドバンス</u>又は衛星携帯電話を活用して、避難生活等に必要な情報の提供、収集等を行う。	字句修正
2-42	(3) 障害者等への広報体制の整備（総合企画局（市長公室（広報担当）、国際<u>化</u>推進室）、保健福祉局障害保健福祉推進室、区役所） 総合企画局市長公室（広報担当）、保健福祉局障害保健福祉推進室は、視覚障害者向けの点字版等の広報印刷物や、聴覚障害者向けの文字情報（インターネット、広報紙）による広報等を、関係団体等とも連携しながら実施するための体制整備を行う。 また、総合企画局国際<u>化</u>推進室は、外国人向けの外国語の広報印刷物を発行するため、関係団体等と連携した体制の整備を図る。	(3) 障害者等への広報体制の整備（総合企画局（市長公室（広報担当）、国際<u>交流・共生</u>推進室）、保健福祉局障害保健福祉推進室、区役所） 総合企画局市長公室（広報担当）、保健福祉局障害保健福祉推進室は、視覚障害者向けの点字版等の広報印刷物や、聴覚障害者向けの文字情報（インターネット、広報紙）による広報等を、関係団体等とも連携しながら実施するための体制整備を行う。 また、総合企画局国際<u>交流・共生</u>推進室は、外国人向けの外国語の広報印刷物を発行するため、関係団体等と連携した体制の整備を図る。	担当の変更に伴う修正
2-44	■ 基本方針 京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果によると、京都市域における人的・物的被害量は甚大なものとなることが予測されており、京都市のみの対応では困難な状況が想定されるため、「関西広域応援・受援実施要綱」、「指定都市市長会行動計画」、「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく相互応援体制の強化のほか、京都府等との連携の下に、自治体間での	■ 基本方針 京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果によると、京都市域における人的・物的被害量は甚大なものとなることが予測されており、京都市のみの対応では困難な状況が想定されるため、「関西広域応援・受援実施要綱」、「指定都市市長会行動計画」、「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく相互応援体制の強化のほか、京都府等との連携の下に、自治体間での	地震被害 想定の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	広域的な相互応援体制の確立を図る。 (略) 1 自衛隊への派遣要請体制の整備 (1) 自衛隊への派遣要請体制の整備（各局、区役所、行財政局防災危機管理室） 各局、区役所は、京都市第3次地震被害想定結果に基づき、所管する防災業務に必要な要員、資機材等の量を検討し、自衛隊に災害派遣要請を行うことが予想される場合には、機を逸することなく市長への自衛隊派遣の要請手続を行うための体制を整備する。	広域的な相互応援体制の確立を図る。 (略) 1 自衛隊への派遣要請体制の整備 (1) 自衛隊への派遣要請体制の整備（各局、区役所、行財政局防災危機管理室） 各局、区役所は、京都市第4次地震被害想定結果に基づき、所管する防災業務に必要な要員、資機材等の量を検討し、自衛隊に災害派遣要請を行うことが予想される場合には、機を逸することなく市長への自衛隊派遣の要請手続を行うための体制を整備する。	
2-45	1 民間企業や防災関係団体等への応援要請体制の整備 (1) 民間企業や防災関係団体等への応援要請体制の整備（各局、区役所） 各局、区役所は、京都市第3次地震被害想定結果に基づき、所管する災害対策活動に必要な要員、資機材等の量の検討の結果、民間企業や防災関係団体等へ応援を要請することが予想される場合には、迅速な応援要請を実施するための体制を整備する。また、民間企業や防災関係団体等との協定が締結されていない場合には、迅速で信頼性のある応援要請を行うため、民間企業や防災関係団体等との協定締結を検討する。	1 民間企業や防災関係団体等への応援要請体制の整備 (1) 民間企業や防災関係団体等への応援要請体制の整備（各局、区役所） 各局、区役所は、京都市第4次地震被害想定結果に基づき、所管する災害対策活動に必要な要員、資機材等の量の検討の結果、民間企業や防災関係団体等へ応援を要請することが予想される場合には、迅速な応援要請を実施するための体制を整備する。また、民間企業や防災関係団体等との協定が締結されていない場合には、迅速で信頼性のある応援要請を行うため、民間企業や防災関係団体等との協定締結を検討する。	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正
2-46	1 避難誘導体制の整備 (略) (3) 警戒区域の設定体制の整備（区役所、消防局警防課） 区役所、消防局消防警防課は、地震発生後において広範囲の区域で立入りを制限、禁止する必要が発生する場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し、区総合防災訓練等によって習熟を図る。	1 避難誘導体制の整備 (略) (3) 警戒区域の設定体制の整備（区役所、消防局警防課） 区役所、消防局警防課は、地震発生後において広範囲の区域で立入りを制限、禁止する必要が発生する場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し、区総合防災訓練等によって習熟を図る。	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（<u>令和4年7月1日現在</u>）	※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（<u>令和5年7月1日現在</u>）	時点修正
2-47	※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（<u>令和4年7月1日現在</u>） ※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 <u>433</u>箇所（<u>令和4年7月1日現在</u>） ※ 避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 250基（<u>令和4年7月1日現在</u>） ○ 広域避難場所標示板 <u>164</u>基（<u>令和4年7月1日現在</u>）	※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（<u>令和5年7月1日現在</u>） ※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 <u>435</u>箇所（<u>令和5年7月1日現在</u>） ※ 避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 250基（<u>令和5年7月1日現在</u>） ○ 広域避難場所標示板 <u>165</u>基（<u>令和5年7月1日現在</u>）	時点修正
2-50	第7節 避難所運営体制の整備 ■ 計画の目的 京都市第<u>3</u>次地震被害想定では、<u>最悪の場合（花折断層地震）、家屋の倒壊や焼失等により地震発生直後（10時間時点）から約30万人の避難者が発生し、約40日後においても約5～12万人もの市民が避難生活を余儀なくされることが予想されている。</u> こうした多数の避難者の発生に対して、防災関係機関、自主防災組織等の地元組織やボランティア、また、避難者自らも連携して、避難所における避難者の安全を確保するとともに、必要な救護活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な備えを進める。 ■ 基本方針 区は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定 of 避難者数から、現在指定している避難所（予定施設）に加え、一層の指定・拡充に向けて検討を進め、自主防災組織等の地元組織と連携しながら、避難所の開設、運営体制を整備する。	第7節 避難所運営体制の整備 ■ 計画の目的 京都市第<u>4</u>次地震被害想定では、<u>最悪の場合（花折断層地震）の避難者は、冬18時で最大となり、発災直後から約20.6万人となった。このうち避難所内避難者は約16.5万人となった。</u> こうした多数の避難者の発生に対して、防災関係機関、自主防災組織等の地元組織やボランティア、また、避難者自らも連携して、避難所における避難者の安全を確保するとともに、必要な救護活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な備えを進める。 ■ 基本方針 区は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定 of 避難者数から、現在指定している避難所（予定施設）に加え、一層の指定・拡充に向けて検討を進め、自主防災組織等の地元組織と連携しながら、避難所の開設、運営体制を整備する。	地震被害 想定の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(略) 1 避難所の開設準備体制の整備 (1) 避難所の指定（区役所） 区長は、京都市第3次地震被害想定結果に基づく避難者数に応じて、開設が必要となる避難所数を想定し、避難者を収容するに足りる安全なもので、かつ便利なところにある建物の中から、避難所をあらかじめ指定する。 (略) (4) 避難所の開設体制の整備（区役所） 区役所は、京都市第3次地震被害想定に基づく避難者数から、避難所の予定施設による収容対応能力を判断し、不足すると想定される場合には、予定施設の管理者等と連携して収容可能避難者数の拡充を行う。 特に、勤務時間外に地震が発生し、区役所の要員が不足し避難所に要員派遣ができなくなる事態を想定し、施設管理者や自治会等の地元組織と連携した避難所の開設体制を整備する。	(略) 1 避難所の開設準備体制の整備 (1) 避難所の指定（区役所） 区長は、京都市第4次地震被害想定結果に基づく避難者数に応じて、開設が必要となる避難所数を想定し、避難者を収容するに足りる安全なもので、かつ便利なところにある建物の中から、避難所をあらかじめ指定する。 (略) (4) 避難所の開設体制の整備（区役所） 区役所は、京都市第4次地震被害想定に基づく避難者数から、避難所の予定施設による収容対応能力を判断し、不足すると想定される場合には、予定施設の管理者等と連携して収容可能避難者数の拡充を行う。 特に、勤務時間外に地震が発生し、区役所の要員が不足し避難所に要員派遣ができなくなる事態を想定し、施設管理者や自治会等の地元組織と連携した避難所の開設体制を整備する。	
2-51	2 避難所の運営体制の整備 (略) (4) 避難生活の長期化対策（行財政局防災危機管理室、区役所、産業観光局観光MICE推進室、保健福祉局（保健福祉総務課、健康長寿企画課）、総合企画局市長公室（広報担当）等） 京都市第3次地震被害想定では花折断層地震が発生した場合、地震発生後約40日目においても約5～12万人の避難者が予測されている。避難生活が長期化した場合には、避難者の健康管理、食生活、精神的なストレス、プライバシーに対する配慮などが必要になってくる。行財政局防災危機管理室、区役所、産業観光局観光MICE推進室、保健福祉局（保健福祉総務課、健康長寿企画課）、総合企画局市長公室（広報担当）等関係局は、関係団体等と連携	2 避難所の運営体制の整備 (略) (4) 避難生活の長期化対策（行財政局防災危機管理室、区役所、産業観光局観光MICE推進室、保健福祉局（保健福祉総務課、健康長寿企画課）、総合企画局市長公室（広報担当）等） 京都市第4次地震被害想定では花折断層地震が発生した場合、地震発生後約16.5万人の避難所内避難者が予測されている。避難生活が長期化した場合には、避難者の健康管理、食生活、精神的なストレス、プライバシーに対する配慮などが必要になってくる。行財政局防災危機管理室、区役所、産業観光局観光MICE推進室、保健福祉局（保健福祉総務課、健康長寿企画課）、総合企画局市長公室（広報担当）等関係局は、関係団体等と連携し	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	して、避難生活が長期化した場合の対策を検討しておく。	て、避難生活が長期化した場合の対策を検討しておく。	
2-52	3 被災者台帳システムの整備 (略) (2) 被災者台帳システムの活用（各局、区役所） 各局、区役所は、第<u>3</u>次地震被害想定を基に、所管する災害応急対策や災害復旧活動の内容をシミュレーションするとともに、災害発生後においては、被災者台帳システムを活用して迅速な災害応急対策や災害復旧活動を実施できるよう、平常時から損壊家屋の調査やり災証明書の発行に従事する職員の育成、国や他の公共団体からの応援体制の整備等の準備を進める。	3 被災者台帳システムの整備 (略) (2) 被災者台帳システムの活用（各局、区役所） 各局、区役所は、第<u>4</u>次地震被害想定を基に、所管する災害応急対策や災害復旧活動の内容をシミュレーションするとともに、災害発生後においては、被災者台帳システムを活用して迅速な災害応急対策や災害復旧活動を実施できるよう、平常時から損壊家屋の調査やり災証明書の発行に従事する職員の育成、国や他の公共団体からの応援体制の整備等の準備を進める。	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正
2-54	第8節 火災予防・消防活動体制の整備 ■ 計画の目的 京都市第<u>3</u>次地震被害想定では、<u>冬の18時に地震（花折断層）が発生した場合、96件の火災が発生し、初期消火により約20%の出火が火元で消止められたときの焼失面積が890,000平方メートル</u>と想定している。 (略) 2 市民の防火体制の強化 (1) 出火防止対策の推進（消防局<u>市民予防課</u>） (略) (2) 初期消火技術等の指導（消防局<u>市民予防課</u>） (略)	第8節 火災予防・消防活動体制の整備 ■ 計画の目的 京都市第<u>4</u>次地震被害想定では、<u>火災による焼失棟数は、花折断層地震の冬18時で最大約2.1万人棟</u>と想定している。 (略) 2 市民の防火体制の強化 (1) 出火防止対策の推進（消防局<u>予防課</u>） (略) (2) 初期消火技術等の指導（消防局<u>予防課</u>） (略)	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正 担当の変 更に伴う 修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(3) 住宅に対する防火指導の実施（消防局<u>市民予防課</u>） ア 高齢者や身体に障害のある方で、災害発生時に自ら避難することが困難な方が居住する住宅<u>や危険物を使用して家内作業を行っている住宅</u>など、<u>火災危険</u>や災害による人命危険度の高い住宅に対し、防火安全指導を強化し、<u>火災危険等</u>の排除に努める。 イ 上記以外の住宅についても訪問防火指導を実施し、<u>火災危険</u>の排除、火災等の災害時の早期通報、初期消火活動及び避難の方法について指導する。	(3) 住宅に対する防火指導の実施（消防局<u>予防課</u>） ア 高齢者や身体に障害のある方で、災害発生時に自ら避難することが困難な方が居住する住宅<u>（削除）</u>など、<u>（削除）</u>災害による人命危険度の高い住宅に対し、防火安全指導を強化し、<u>出火危険等</u>の排除に努める。 イ 上記以外の住宅についても訪問防火指導を実施し、<u>出火危険</u>の排除、火災等の災害時の早期通報、初期消火活動及び避難の方法について指導する。	事業対象の見直しに伴う修正
2-55	3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、消防団・自主防災推進室）） ※ <u>防災催物の開催</u>（消防局） ○ 自主防火推進者等の表彰、消防の図画募集、<u>展覧会等</u>を実施 ○ <u>防火のPR等のため、消防音楽隊による演奏会を実施</u> 4 防火対象物の安全化指導 (1) 査察の実施（消防局予防課） 防火対象物を第1種対象物から第4種対象物までに区分し、消防法に基づく立入検査を実施する。 (2) （略） (3) 建築の安全化指導（<u>（追記）、消防局指導課</u>） （略）	3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、消防団・自主防災推進室）） ※ <u>防火・防災イベントの開催</u>（消防局） ○ 自主防火推進者等の表彰、消防の図画募集、<u>展示会等</u>を実施 <u>（削除）</u> 4 防火対象物の安全化指導 (1) 査察の実施（消防局予防課） 防火対象物を第1種対象物から第4種対象物までに区分し、消防法に基づく立入検査を実施する。 (2) （略） (3) 建築の安全化指導（<u>都市計画局安全推進課、消防局（予防課、指導課）</u>） （略）	消防音楽隊の廃止に伴う修正 担当の変更に伴う修正
2-56	5 危険物等関係施設災害の予防 (4) 施設の点検・補修等（消防局指導課） 消防法、火薬類取締法<u>又は高圧ガス保安法</u>に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施、不備項目についての改修を<u>進める</u>。 (5)・(6) （略）	5 危険物等関係施設災害の予防 (4) 施設の点検・補修等（消防局指導課） 消防法、火薬類取締法、<u>高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u>に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施、不備項目についての改修を<u>指導する</u>。 (5)・(6) （略）	権限移譲に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
	<u>(追加)</u> (略)	<u>(7) 液化石油ガスの供給設備等に係る緊急措置の指導（消防局指導課）</u> <u>液化石油ガスの供給設備等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに、設備等のガスを安全な場所に移すなど、適切な措置がとられるよう指導する。</u> (略)																																					
2-57	(4) 救急体制の整備（消防局（救急課、教育管理課）） ※ 救急高度化事業（消防局）（令和 <u>4年</u> 7月1日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>348名</u> ○ 高規格救急車の整備 <u>45台</u> ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 <u>44式</u> ○ 応急手当普及啓発	(4) 救急体制の整備（消防局（救急課、教育管理課）） ※ 救急高度化事業（消防局）（令和 <u>5年</u> 7月1日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>356名</u> ○ 高規格救急車の整備 <u>46台</u> ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 <u>45式</u> ○ 応急手当普及啓発	時点修正																																				
2-58	(消防水利の状況) (令和 <u>4年</u> 7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>25,883</u></td><td><u>2,736</u></td><td><u>33(28)</u></td><td><u>206</u></td><td><u>296</u></td><td><u>1,544</u></td><td>0</td><td><u>30,698</u></td></tr></table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>25,883</u>	<u>2,736</u>	<u>33(28)</u>	<u>206</u>	<u>296</u>	<u>1,544</u>	0	<u>30,698</u>	(消防水利の状況) (令和 <u>5年</u> 7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td><u>25,957</u></td><td><u>2,752</u></td><td><u>33(28)</u></td><td><u>208</u></td><td><u>294</u></td><td><u>1,576</u></td><td>0</td><td><u>30,820</u></td></tr></table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	<u>25,957</u>	<u>2,752</u>	<u>33(28)</u>	<u>208</u>	<u>294</u>	<u>1,576</u>	0	<u>30,820</u>	時点修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>25,883</u>	<u>2,736</u>	<u>33(28)</u>	<u>206</u>	<u>296</u>	<u>1,544</u>	0	<u>30,698</u>																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	<u>25,957</u>	<u>2,752</u>	<u>33(28)</u>	<u>208</u>	<u>294</u>	<u>1,576</u>	0	<u>30,820</u>																															
2-59	第9節 応急医療体制の整備 ■ 基本方針 京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果の最悪の想定（花折断層地震が発生した場合）では、<u>重傷者数が約3～4万人、中等傷者が約2～3万人、軽傷者が約6～9万人</u>発生すると予測されている。 (略)	第9節 応急医療体制の整備 ■ 基本方針 京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果の最悪の想定（花折断層地震が発生した場合）では、<u>夏の12時で約5.3万人</u>発生すると予測されている。 (略)	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正																																				

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-65	1 搜索体制の整備 (1) 行方不明者の搜索体制の整備（区役所） 京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果では、最悪の場合<u>3.3～5.4</u>千人もの死者が発生することが想定されている。区役所は、所轄の警察署と連携して住民から行方不明者の届出があった場合の対応体制を整備するとともに、警察署、消防署（消防団）等の防災関係機関と連携した情報収集体制を整備する。	1 搜索体制の整備 (1) 行方不明者の搜索体制の整備（区役所） 京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果では、最悪の場合<u>4.1</u>千人もの死者が発生することが想定されている。区役所は、所轄の警察署と連携して住民から行方不明者の届出があった場合の対応体制を整備するとともに、警察署、消防署（消防団）等の防災関係機関と連携した情報収集体制を整備する。	地震被害 想定の見直しに伴う修正
2-66	第12節 食料の確保体制の整備 12-1 食料・飲料水の備蓄体制の整備 ■ 基本方針 京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果によると、<u>最大の被害が予想される花折断層地震が発生した場合、地震直後に約30万人の避難者が発生し、4日目でも約28万人が避難している</u>という想定であり、避難所だけでも地震直後から膨大な食料・飲料水の需要が発生することが予想される。 （略） 1 公的備蓄の充実 (1) 食料・飲料水の備蓄（行財政局防災危機管理室、上下水道局総務課） 京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果では、最大約<u>30</u>万人の避難者（要給食者）が想定されており、被害想定結果に基づき、近隣自治体や企業等からの緊急調達体制の整備と併せて、備蓄の充実を図っていく。 （略）	第12節 食料の確保体制の整備 12-1 食料・飲料水の備蓄体制の整備 ■ 基本方針 京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果によると、<u>最悪の場合（花折断層地震）の避難者は、冬18時で最大となり、発災直後から約20.6万人となった。このうち避難所内避難者は約16.5万人</u>という想定であり、避難所だけでも地震直後から膨大な食料・飲料水の需要が発生することが予想される。 （略） 1 公的備蓄の充実 (1) 食料・飲料水の備蓄（行財政局防災危機管理室、上下水道局総務課） 京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果では、最大約<u>16.5</u>万人の避難者（要給食者）が想定されており、被害想定結果に基づき、近隣自治体や企業等からの緊急調達体制の整備と併せて、備蓄の充実を図っていく。 （略）	地震被害 想定の見直しに伴う修正

資料 2

- 22 -

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	1 食料・飲料水供給の準備体制の整備 (1) 避難者用食料・飲料水供給の準備体制（区役所） 区役所は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定に基づく区内の避難者数（要給食者数）の予測結果と、区内の食料備蓄量、及び区内の店舗等で緊急に調達可能な食料・飲料水の数量とを比較し、調達要請する必要のある食料・飲料水の数量をあらかじめ把握する。 （略）	1 食料・飲料水供給の準備体制の整備 (1) 避難者用食料・飲料水供給の準備体制（区役所） 区役所は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定に基づく区内の避難者数（要給食者数）の予測結果と、区内の食料備蓄量、及び区内の店舗等で緊急に調達可能な食料・飲料水の数量とを比較し、調達要請する必要のある食料・飲料水の数量をあらかじめ把握する。 （略）	
2-68	(3) 全市的な食料・飲料水の供給体制の早期判断（産業観光局産業企画室） 産業観光局産業企画室は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定に基づく全市の避難者数（要給食者数）の予測結果と、全食料・飲料水の備蓄量及び市内の店舗等で緊急に調達可能な食料・飲料水の数量とを比較し、協定締結業者や、京都府、他都市等へ調達要請する必要のある食料・飲料水の数量をあらかじめ把握し、本市のみでの食料・飲料水調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。 ⇒ 第3章 12.1 食料の調達・配分の準備をする	(3) 全市的な食料・飲料水の供給体制の早期判断（産業観光局産業企画室） 産業観光局産業企画室は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定に基づく全市の避難者数（要給食者数）の予測結果と、全食料・飲料水の備蓄量及び市内の店舗等で緊急に調達可能な食料・飲料水の数量とを比較し、協定締結業者や、京都府、他都市等へ調達要請する必要のある食料・飲料水の数量をあらかじめ把握し、本市のみでの食料・飲料水調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。 ⇒ 第3章 12.1 食料の調達・配分の準備をする	地震被害 想定の見直しに伴う修正
2-70	1 3 - 1 生活必需品の備蓄体制の整備 ■ 基本方針 京都市第<u>3</u>次地震被害想定による大量の避難者の発生予測に対し、震災直後には、道路障害等により物資輸送が困難になると考えられるため、市民、事業所、公共がそれぞれの役割として、最低限の生活に必要な物資の備蓄を推進していくことが重要である。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、備蓄物資の避難所までの搬送や、支援物資のマッチングの困難性、帰宅困難者や在宅避難者の物資の確保など、様々な課題が明らかとなった。（略）	1 3 - 1 生活必需品の備蓄体制の整備 ■ 基本方針 京都市第<u>4</u>次地震被害想定による大量の避難者の発生予測に対し、震災直後には、道路障害等により物資輸送が困難になると考えられるため、市民、事業所、公共がそれぞれの役割として、最低限の生活に必要な物資の備蓄を推進していくことが重要である。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、備蓄物資の避難所までの搬送や、支援物資のマッチングの困難性、帰宅困難者や在宅避難者の物資の確保など、様々な課題が明らかとなった。（略）	地震被害 想定の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-71	※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和4年7月1日現在） ○ 毛布（真空パック） 77,041 枚 ○ アルミシート 228,862 枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本 ○ 紙おむつ 24,000 枚 ○ 紙おむつ（大） ○ 紙おむつ（小） 50,128 枚 ○ 生理用品 134,080 枚 ○ トイレットペーパー 28,117 巻 ○ 仮設トイレ 431 基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,146 基 ○ 簡易トイレ 3,649 個 ○ 凝固剤 372,540 回 ※災害時協力井戸登録 640件（行財政局）（令和4年7月1日現在） ※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会） 1 生活必需品供給の準備体制の整備 (1) 避難者用生活必需品供給の準備体制（区役所） 区役所は、京都市第3次地震被害想定に基づく区内の避難者数の予測結果と、区内の生活必需品備蓄量、区内の店舗等で緊急に調達可能な生活必需品の数量とを比較し、調達要請すべき生活必需品の数量をあらかじめ把握する。 （略） (3) 全市的な生活必需品供給体制の早期判断（産業観光局産業企画室） 産業観光局産業企画室は、京都市第3次地震被害想定に基づく全市の避難者数の予測結果と、全生活必需品備蓄量、市内の量販店舗等で緊急に調達可能な生活必需品の数量とを比較し、協定締結業者や、京都府、他都市等へ調達要請すべき生活必需品の数量をあらかじめ把握し、京都	※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和5年7月1日現在） ○毛布（真空パック） 77,041 枚 ○アルミシート 228,862 枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本 ○ 紙おむつ 24,000 枚 ○ 紙おむつ（大） ○ 紙おむつ（小） 50,128 枚 ○ 生理用品 134,080 枚 ○ トイレットペーパー 28,117 巻 ○ 仮設トイレ 440 基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,146 基 ○ 簡易トイレ 3,649 個 ○ 凝固剤 372,540 回 ※災害時協力井戸登録 639件（行財政局）（令和5年7月1日現在） ※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会） 1 生活必需品供給の準備体制の整備 (1) 避難者用生活必需品供給の準備体制（区役所） 区役所は、京都市第4次地震被害想定に基づく区内の避難者数の予測結果と、区内の生活必需品備蓄量、区内の店舗等で緊急に調達可能な生活必需品の数量とを比較し、調達要請すべき生活必需品の数量をあらかじめ把握する。 （略） (3) 全市的な生活必需品供給体制の早期判断（産業観光局産業企画室） 産業観光局産業企画室は、京都市第4次地震被害想定に基づく全市の避難者数の予測結果と、全生活必需品備蓄量、市内の量販店舗等で緊急に調達可能な生活必需品の数量とを比較し、協定締結業者や、京都府、他都市等へ調達要請すべき生活必需品の数量をあらかじめ把握し、京都市のみでの生活必	時点修正 地震被害 想定の見 直しに伴 う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	市のみでの生活必需品調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。 ⇒ 第3章 13.1 生活必需品供給の準備をする	需品調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。 ⇒ 第3章 13.1 生活必需品供給の準備をする	
2-73	■ 基本方針 京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果では、最も被害が大きい花折断層地震が発生した場合、<u>(追記)</u> 市内で約52万戸に断水が発生し、復旧には約1.5箇月を要する結果となった。 (略) また、飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要である。現在京都市では、配水池、貯水槽、応急給水槽により、災害の発生直後に必要な飲料水の量（3日程度：1人当たり1日3リットル）の確保が可能である。しかしながら、被災者に対し、迅速な応急給水活動が実施できるよう、今後、給水拠点の整備や必要な資機材、<u>浄水機器</u>等の整備を図るとともに、生活用水、都市活動のための用水を順次確保できる体制の整備を図っていく。 1 応急給水の方針 (1) <u>迅速な応急給水方針の決定</u>（上下水道局お客さまサービス推進室） 上下水道局お客さまサービス推進室は、<u>京都市第3次地震被害想定結果に基づく、水道施設の断水予測や避難者数の発生予測を基に、応急給水需要を予測し、目標水量を供給するのに必要な給水用車両等の数量、要員数を把握し、関係団体や他都市への応援要請を含めた応急給水体制を整備する。</u> (2) <u>医療機関等重要施設に対する応急給水体制の整備</u>（上下水道局お客さまサービス推進室） 上下水道局お客さまサービス推進室は、<u>地震発生後、災害拠点病院や救急告示医療機関、人工透析等の医療設備が備えられている病院、福祉</u>	■ 基本方針 京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果では、最も被害が大きい花折断層地震が発生した場合、<u>発災直後には</u>市内の<u>62.9%</u>で断水が発生し、復旧には約1箇月を要する結果となった。 (略) また、飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要である。現在京都市では、配水池、貯水槽、応急給水槽により、災害の発生直後に必要な飲料水の量（3日程度：1人当たり1日3リットル）の確保が可能である。しかしながら、被災者に対し、迅速な応急給水活動が実施できるよう、今後、給水拠点の整備や必要な資機材 <u>(追記)</u> 等の整備を図るとともに、生活用水、都市活動のための用水を順次確保できる体制の整備を図っていく。 1 応急給水体制の整備 (1) <u>応急給水体制の整備</u>（上下水道局お客さまサービス推進室） 上下水道局お客さまサービス推進室は、<u>平常時から「京都市上下水道局震災対策計画」に基づき、災害時における応急給水活動が迅速に実施できる体制の整備を図る。</u> (2) <u>初動対応及び応急給水計画策定に係る体制整備</u>（上下水道局お客さまサービス推進室） 上下水道局お客さまサービス推進室は、<u>災害発生後に速やかに被害状況等の情報の収集・整理を行うとともに、応急給水需要、応急給水目標、必要な</u>	地震被害 想定の見直しに伴う修正 マニュアルの見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>避難所となる社会福祉施設等の重要施設から応急給水の緊急要請があった場合を想定し、優先的に車両輸送等により給水を行えるよう体制の整備を図る。</u> ⇒ 第3章 14.1 応急給水の方針を決定する 2 応援要請・受入体制の整備 (1) 応援要請体制の整備（上下水道局（総務課、<u>水道部管理課</u>）） 上下水道局（総務課、<u>水道部管理課</u>）は、<u>京都市第3次地震被害想定結果を基に、地震による水道施設の被害量と</u>現有資機材及び要員での不足量を検討し、<u>あらかじめ関係会社や</u>相互応援協定締結先と<u>応援要員数、資機材量等の検討を行う。</u> (2) 応援受入体制の整備（上下水道局（<u>総務課、水道部管理課</u>）） 上下水道局（<u>総務課、水道部管理課</u>）は、<u>京都市第3次地震被害想定結果に基づく検討の結果、現行の受入計画では、関連会社や応援職員の車両置場、資機材置場等が不足すると判断される場合は、</u>行財政局と協議し、オープンスペースデータベースから車両置場、資機材置場等の予定地を選定する。 ⇒ 第3章 14.2 応急給水の体制を確立する 3 応急給水実施体制の整備 <u>（追加）</u>	<u>給水用車両等の数量、要員数を把握し、被害状況に応じた適切な初動対応や応急給水計画を策定する体制を整備するため、応急給水マニュアル等の習熟や訓練の実施に努める。</u> ⇒ 第3章 14.1 応急給水の方針を決定する 2 応援要請・受入体制の整備 (1) 応援要請体制の整備（上下水道局（総務課、<u>お客さまサービス推進室</u>）） 上下水道局（総務課、<u>お客さまサービス推進室</u>）は、<u>（削除）</u>現有資機材及び要員に不足が生じた場合、<u>応援協定等に基づき速やかに応援を要請するため、日頃から、相互応援協定締結先と連携を図るとともに、関係団体等との協力関係の構築を推進する。</u> (2) 応援受入体制の整備（上下水道局（<u>経営戦略室、お客さまサービス推進室</u>）） 上下水道局（<u>経営戦略室、お客さまサービス推進室</u>）は、<u>他都市応援職員や関係機関の受け入れに当たり、「京都市上下水道局他都市応援受入マニュアル」に基づき、円滑に受け入れを行えるよう体制の整備を図る。また、車両置場、資機材置場等が不足すると判断される場合は、各種協定等に基づき、車両置場等の提供を要請するとともに、</u>行財政局と協議し、オープンスペースデータベースから車両置場、資機材置場等の予定地を選定する。 ⇒ 第3章 14.2 応急給水の体制を確立する 3 応急給水実施体制の整備 <u>(1) 医療機関等重要施設に対する応急給水体制の整備（上下水道局お客さまサービス推進室）</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(1) 応急給水拠点等の整備（上下水道局お客さまサービス推進室） ア 上下水道局お客さまサービス推進室は、浄水場、総合庁舎、太秦庁舎等に給水基地を設置し、給水車による応急給水体制の整備を図る。 イ 上下水道局お客さまサービス推進室は、給水拠点と指定避難所などにおいて、応急給水槽や仮設給水栓による円滑な応急給水体制の整備を図る。 ウ 車両運搬や仮設給水栓による応急給水時に、安全な水を提供するために水質管理を徹底する体制を整備する。	<u>上下水道局お客さまサービス推進室は、災害発生後、災害拠点病院や救急告示医療機関、人工透析等の医療設備が備えられている病院、福祉避難所となる社会福祉施設等の重要施設から応急給水の緊急要請があった場合を想定し、優先的に車両輸送等により給水を行えるよう体制の整備を図る。</u> (2) 応急給水拠点等の整備（上下水道局お客さまサービス推進室） ア 応急給水目標における応急給水量と運搬距離を目安に、指定避難所等に給水拠点を設置し、仮設給水槽及び仮設給水栓による円滑な応急給水体制の整備を図る。 イ 浄水場、総合庁舎、太秦庁舎等に給水基地を設置し、給水車による応急給水体制の整備を図る。 ウ 応急給水時は、安全な水を提供するために水質管理を徹底する体制を整備する。	
2-74	(2) 飲料用貯水槽の整備（上下水道局水道部管理課、消防局警防課） ア 応急給水槽（76～200 t）の整備 上下水道局水道部管理課は、配水池から離れた地域の給水拠点として、応急給水槽の活用を図る。 イ 飲料水兼用耐震性貯水槽（100 t）の整備 消防局警防課は、震災時における消火用水と市民の飲料水の確保を図るために各行政区（計 11 基）に整備した飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理を図る。 （追記） (3) 応急給水資機材の整備（上下水道局総務課） （略）	(3) 応急給水槽等の整備（上下水道局水道部管理課、消防局警防課） ア 応急給水槽（76～200 t）の整備 上下水道局水道部管理課は、震災時における市民の飲料水を確保するため、応急給水槽の整備を図る。 イ 飲料水兼用耐震性貯水槽（100 t）の整備 消防局警防課は、震災時における消火用水と市民の飲料水の確保を図るために各行政区（計 11 基）に整備した飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理を図る。 ※ 資料3-14-2 応急給水槽の設置状況 ※ 資料3-14-3 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置状況 (4) 応急給水資機材の整備（上下水道局総務課） （略）	マニュアルの見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	※ 応急給水槽の整備（上下水道局） ○ <u>上下水道局総合庁舎、東部営業所、南部営業所、旧南部給水工事課</u> ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 11基（消防局） ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 1基（メルパルク京都） ※ 応急給水用資機材の整備（上下水道局） <u>(4)</u> 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課、教育委員会事務局教育環境整備室、上下水道局下水道部管理課）（略）	※ 応急給水槽の整備 5基（上下水道局） <u>(削除)</u> ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 11基（消防局） ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 1基（メルパルク京都） ※ 応急給水用資機材の整備（上下水道局） <u>(5)</u> 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課、教育委員会事務局教育環境整備室、上下水道局下水道部管理課）（略）	
2-75	第15節 保健衛生活動体制の整備 ■ 計画の目的 京都市第<u>3</u>次地震被害想定では、最悪の場合（花折断層地震）、<u>地震発生直後から約30万人の避難者が発生することが予想される。また、地震後約40日時点においても約5～12万人もの避難者が予想される。</u> そのため、避難所等における保健衛生活動の実施、また、被災者の健康面、精神面のケアを図るなど、事前対策として実施すべき事項を定める。 1 保健衛生指導体制の整備 (1) 食品取扱い等の保健衛生指導体制の整備（保健福祉局（医療衛生企画課、医療衛生センター）、区役所） 保健福祉局（医療衛生企画課、医療衛生センター）、区役所は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定における避難者数、要給食者数の想定を基に、避難所における保健衛生や食品取扱いの広報・指導に要する員数を検討し、関連団体等と連携した食中毒予防体制を整備する。 (2) 飲料水、炊き出し等の衛生管理体制の整備（保健福祉局（医療衛生企画課、医療衛生センター）、区役所、上下水道局（総務課、水道部管理	第15節 保健衛生活動体制の整備 ■ 計画の目的 京都市第<u>4</u>次地震被害想定では、最悪の場合（花折断層地震）<u>の避難者は、冬18時で最大となり、発災直後から約20.6万人となった。このうち避難所内避難者は約16.5万人という想定である。</u> そのため、避難所等における保健衛生活動の実施、また、被災者の健康面、精神面のケアを図るなど、事前対策として実施すべき事項を定める。 1 保健衛生指導体制の整備 (1) 食品取扱い等の保健衛生指導体制の整備（保健福祉局（医療衛生企画課、医療衛生センター）、区役所） 保健福祉局（医療衛生企画課、医療衛生センター）、区役所は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定における避難者数、要給食者数の想定を基に、避難所における保健衛生や食品取扱いの広報・指導に要する員数を検討し、関連団体等と連携した食中毒予防体制を整備する。 (2) 飲料水、炊き出し等の衛生管理体制の整備（保健福祉局（医療衛生企画課、医療衛生センター）、区役所、上下水道局（総務課、水道部管理課、水	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	課、水道管路管理センター） 保健福祉局（医療衛生企画課、医療衛生センター）、区役所、上下水道局（総務課、水道部管理課、水道管路管理センター）は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定における水道・下水道施設の被害予測結果から、避難所や被災地内での応急給水の方法を想定し、飲料水の衛生管理体制の確保を図る。また、炊き出し体制の整備や衛生管理体制の確保を図る。 2 保健活動体制の整備、避難生活の長期化対策 京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果では、<u>地震発生後約40日の時点における避難者数は、最悪の場合（花折断層地震）約5～12万人にも達する。</u>保健福祉局、各区は、このような避難生活の長期化に備え、避難者の健康相談や心のケア、栄養・口腔保健対策等を実施する体制を整える。	道管路管理センター） 保健福祉局（医療衛生企画課、医療衛生センター）、区役所、上下水道局（総務課、水道部管理課、水道管路管理センター）は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定における水道・下水道施設の被害予測結果から、避難所や被災地内での応急給水の方法を想定し、飲料水の衛生管理体制の確保を図る。また、炊き出し体制の整備や衛生管理体制の確保を図る。 2 保健活動体制の整備、避難生活の長期化対策 京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果では、<u>地震発生直後の避難所内避難者数は、最悪の場合（花折断層地震）約16.5万人にも達する。</u> 保健福祉局、各区は、このような避難生活の長期化に備え、避難者の健康相談や心のケア、栄養・口腔保健対策等を実施する体制を整える。	
2-78	第17節 災害廃棄物処理体制の整備 ■ 基本方針 京都市第<u>3</u>次地震被害想定では、最も被害の大きい花折断層地震が発生した場合、約<u>12万棟</u>の家屋の全壊、<u>4万棟以上</u>の家屋の半壊が予想されている。これらの損壊家屋を解体する時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋等の災害廃棄物は、長期間にわたり大量に排出されるおそれがある。 （略） 1 <u>災害廃棄物処理計画、支援システムの整備</u> <u>(1) 災害廃棄物処理計画、支援システムの整備</u>（環境政策資源循環推進課） 環境政策局資源循環推進課は、災害発生時における災害廃棄物処理実行計画、<u>有害廃棄物保管事業所調査計画等</u>の策定に必要な資料を得て、的確な初動体制を確立するために、<u>災害廃棄物処理計画を随時点検、見</u>	第17節 災害廃棄物処理体制の整備 ■ 基本方針 京都市第<u>4</u>次地震被害想定では、最も被害の大きい花折断層地震が発生した場合、約<u>10万棟</u>の家屋の全壊、<u>約11.1万棟</u>の家屋の半壊が予想されている。これらの損壊家屋を解体する時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋等の災害廃棄物は、長期間にわたり大量に排出されるおそれがある。 （略） 1 <u>災害廃棄物処理計画の整備</u> <u>(1) 災害廃棄物処理計画の整備</u>（環境政策局資源循環推進課） 環境政策局資源循環推進課は、災害発生時における災害廃棄物処理実行計画等の策定に必要な資料を得て、的確な初動体制を確立するために、<u>災害廃棄物処理計画を随時点検し、必要に応じて見直しを行う。</u>	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>直すとともに、災害廃棄物発生量の把握、収集運搬シミュレーション、有害廃棄物のデータ管理を行う災害廃棄物処理支援システムの効果的運用体制を整備する。</u> (2) 災害廃棄物仮置場の<u>事前計画の策定</u>（環境政策局資源循環推進課） 震災時には、短期間に大量のがれき等が発生することが予想されるため、環境政策局資源循環推進課は、平常時から災害廃棄物仮置場候補地のリスト化や行財政局のオープンスペースデータベースによる利用調整を行い、震災後の災害廃棄物仮置場指定の迅速化を図る。 2 災害廃棄物処理体制の整備 (1) 広域応援要請体制の整備（環境政策局資源循環推進課） 環境政策局資源循環推進課は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果に基づいて、災害廃棄物の発生量、処理に必要な要員、資機材等の量を把握し、広域的な応援要請が<u>必要であると</u>判断する場合は、あらかじめ関係都市等と連携した広域応援体制の整備を図る。 (略) 3 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備 (1) 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備（環境政策局資源循環推進課、まち美化推進課） 災害時のごみ排出量は、通常時のごみ排出量を大きく超えることが予想される反面、ごみの収集効率の低下が予想される。環境政策局（資源循環推進課、まち美化推進課）は、災害時にも、可能な限り既存の収集体制の維持を図るため、<u>他都市への応援要請、一般廃棄物収集運搬業者への協力要請</u>が迅速に進められる体制を整備する。	(2) 災害廃棄物仮置場の<u>候補地の確保</u>（環境政策局資源循環推進課） 震災時には、短期間に大量のがれき等が発生することが予想されるため、環境政策局資源循環推進課は、平常時から災害廃棄物仮置場候補地のリスト化や行財政局のオープンスペースデータベースによる利用調整を行い、震災後の災害廃棄物仮置場指定の迅速化を図る。 2 災害廃棄物処理体制の整備 (1) 広域応援要請体制の整備（環境政策局資源循環推進課） 環境政策局資源循環推進課は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果に基づいて、災害廃棄物の発生量、処理に必要な要員、資機材等の量を把握し、広域的な応援要請が<u>必要と</u>判断する場合は、あらかじめ関係都市等と連携した広域応援体制の整備を図る。 (略) 3 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備 (1) 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備（環境政策局資源循環推進課、まち美化推進課） 災害時のごみ排出量は、通常時のごみ排出量を大きく超えることが予想される反面、ごみの収集効率の低下が予想される。環境政策局（資源循環推進課、まち美化推進課）は、災害時にも、可能な限り既存の収集体制の維持を図るため、<u>他自治体や協定先民間事業者団体等への応援要請</u>が迅速に進められる体制を整備する。	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-79	4 環境対策への備え (1) リサイクルの推進体制の整備（環境政策局資源循環推進課、廃棄物指導課） 環境政策局（資源循環推進課、廃棄物指導課）は、平常時から、<u>リサイクル業者情報のデータベース化等を図り、</u>リサイクルルートの確保に努める。	4 環境対策への備え (1) リサイクルの推進体制の整備（環境政策局資源循環推進課、廃棄物指導課） 環境政策局（資源循環推進課、廃棄物指導課）は、平常時から、<u>リサイクル業者の把握を行い、</u>リサイクルルートの確保に努める。	字句修正
2-81	※ し尿収集体制の整備（環境政策局） ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局、環境政策局） ○ 組立式仮設トイレ <u>431</u>基（令和<u>4</u>年7月1日現在） ※ <u>資料2-3-12-1-1</u> 食料等応急救助用備蓄物資保管状況 ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局、上下水道局、建設局） ○ 災害用マンホールトイレの整備 ※ 資料2-3-18-1 災害用マンホールトイレの整備状況 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,118基（<u>令和4年7月1日現在</u>） ※ <u>資料2-3-12-1-1</u> 食料等応急救助用備蓄物資保管状況 ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局、環境政策局等）	※ し尿収集体制の整備（環境政策局） ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局、環境政策局） ○ 組立式仮設トイレ <u>440</u>基（令和<u>5</u>年7月1日現在） ※ <u>資料2-3-12-1</u> 食料等応急救助用備蓄物資保管状況 ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局、上下水道局、建設局） ○ 災害用マンホールトイレの整備 ※ 資料2-3-18-1 災害用マンホールトイレの整備状況 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,118基（<u>令和5年7月1日現在</u>） ※ <u>資料2-3-12-1</u> 食料等応急救助用備蓄物資保管状況 ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局、環境政策局等）	時点修正
2-82	第19節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い・火葬体制の整備 ■ 計画の目的 京都市第<u>3</u>次地震被害想定では、最悪の場合（花折断層地震）、<u>3.3～5.4</u>千人もの死者が発生することが想定されている。このように多数の行方不明者や死者が発生した場合の、行方不明者の捜索体制、遺体安置所における遺体の取扱体制、火葬体制について定める。 (1) 遺体の取扱体制の整備（区役所、行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課） 区役所は、遺体安置所が開設された場合を想定し、関係法規に基づく遺体の取扱いに関して習熟するとともに、関係機関・団体等に対する応	第19節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い・火葬体制の整備 ■ 計画の目的 京都市第<u>4</u>次地震被害想定では、最悪の場合（花折断層地震）、<u>約4.1</u>千人もの死者が発生することが想定されている。このように多数の行方不明者や死者が発生した場合の、行方不明者の捜索体制、遺体安置所における遺体の取扱体制、火葬体制について定める。 (1) 遺体の取扱体制の整備（区役所、行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課） 区役所は、遺体安置所が開設された場合を想定し、関係法規に基づく遺体の取扱いに関して習熟するとともに、関係機関・団体等に対する応	地震被害想定の見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	援要請体制を整備する。 行財政局防災危機管理室は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果に基づき、遺体安置所における納棺用品等必要資器材の必要量を把握し、協定に基づく関係団体等との資器材調達体制の整備を図る。 （略） 2 火葬体制の整備 (1) 火葬の応援要請体制の整備（保健福祉局医療衛生企画課、区役所） 保健福祉局医療衛生企画課は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果に基づき、京都市の火葬場の有する能力以上に死者が発生した場合を想定し、他都市に対する応援要請体制の整備を図る。 また、区役所と連携して、火葬の対象となる死者が多数となった場合の火葬許可書の発行体制など、的確な火葬手続体制の整備を図る。 (2) 遺体の搬送体制の整備（行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課） 行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定に基づき、京都市や他都市の火葬場へ搬送する遺体の搬送用車両の量を把握し、防災関係機関や団体と連携した搬送体制の整備を図る。	援要請体制を整備する。 行財政局防災危機管理室は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果に基づき、遺体安置所における納棺用品等必要資器材の必要量を把握し、協定に基づく関係団体等との資器材調達体制の整備を図る。 （略） 2 火葬体制の整備 (1) 火葬の応援要請体制の整備（保健福祉局医療衛生企画課、区役所） 保健福祉局医療衛生企画課は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果に基づき、京都市の火葬場の有する能力以上に死者が発生した場合を想定し、他都市に対する応援要請体制の整備を図る。 また、区役所と連携して、火葬の対象となる死者が多数となった場合の火葬許可書の発行体制など、的確な火葬手続体制の整備を図る。 (2) 遺体の搬送体制の整備（行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課） 行財政局防災危機管理室、保健福祉局医療衛生企画課は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定に基づき、京都市や他都市の火葬場へ搬送する遺体の搬送用車両の量を把握し、防災関係機関や団体と連携した搬送体制の整備を図る。	
2-83	第20節 文教科体制の整備 ■ 基本方針 各学校園は、児童生徒の在校時における災害発生を想定し、まず、児童生徒の安全確保を最優先とした対応体制の整備を図る。また、京都市第<u>3</u>次地震被害想定における学校施設の被害想定結果や、被災（避難）者の発生予測数に基づき、応急教育の実施体制、学校教育の再開体制の整備を図るとともに、区役所と連携した避難所への対応体制の整備を図る。	第20節 文教科体制の整備 ■ 基本方針 各学校園は、児童生徒の在校時における災害発生を想定し、まず、児童生徒の安全確保を最優先とした対応体制の整備を図る。また、京都市第<u>4</u>次地震被害想定における学校施設の被害想定結果や、被災（避難）者の発生予測数に基づき、応急教育の実施体制、学校教育の再開体制の整備を図るとともに、区役所と連携した避難所への対応体制の整備を図る。	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	2 応急教育・学校教育再開体制の整備 (1) 応急教育実施体制の整備（教育委員会事務局学校指導課） 教育委員会事務局学校指導課は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定による学校施設の被害予測結果を基に、被害の程度に応じた応急教育の実施体制を検討する。 (2) 学校教育再開体制の整備（教育委員会事務局各所属） 教育委員会事務局各所属は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定による被災者数の予測結果を基に、被災児童生徒、教職員の総量を想定し、学校教育再開のための就学援助、教職員確保、児童生徒等の精神的ケア等への対応体制を整備する。 3 避難所の運営支援体制の整備 (1) 施設の開放の事前検討（学校園） 各学校園は、区役所と連携して京都市第<u>3</u>次地震被害想定による避難者の発生予測結果を基に、避難者が多数となった場合を想定し、体育館以外の学校施設の開放に関して事前の検討を行う。また、夜間、休日等の時間外に地震が発生し、区役所の要員が不足して避難所に要員派遣ができなくなる事態を想定し、自主防災組織等の地元組織と連携した避難所の開設体制の整備を図る。	2 応急教育・学校教育再開体制の整備 (1) 応急教育実施体制の整備（教育委員会事務局学校指導課） 教育委員会事務局学校指導課は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定による学校施設の被害予測結果を基に、被害の程度に応じた応急教育の実施体制を検討する。 (2) 学校教育再開体制の整備（教育委員会事務局各所属） 教育委員会事務局各所属は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定による被災者数の予測結果を基に、被災児童生徒、教職員の総量を想定し、学校教育再開のための就学援助、教職員確保、児童生徒等の精神的ケア等への対応体制を整備する。 3 避難所の運営支援体制の整備 (1) 施設の開放の事前検討（学校園） 各学校園は、区役所と連携して京都市第<u>4</u>次地震被害想定による避難者の発生予測結果を基に、避難者が多数となった場合を想定し、体育館以外の学校施設の開放に関して事前の検討を行う。また、夜間、休日等の時間外に地震が発生し、区役所の要員が不足して避難所に要員派遣ができなくなる事態を想定し、自主防災組織等の地元組織と連携した避難所の開設体制の整備を図る。	
2-90	3 要配慮者向け広報・広聴体制の整備 (1) 要配慮者向け広報体制の整備（総合企画局（市長公室（広報担当）、国際化推進室）） 総合企画局（市長公室（広報担当）、国際化推進室）は、原則として一般市民向けに実施する予定の広報に関して、聴覚障害者や視覚障害者、又は日本語を解しない外国人に対しても同様の広報を実施できる体制を、保健福祉局、関係団体等と連携して実施できる体制を整備する。	3 要配慮者向け広報・広聴体制の整備 (1) 要配慮者向け広報体制の整備（総合企画局（市長公室（広報担当）、国際交流・共生推進室）） 総合企画局（市長公室（広報担当）、国際交流・共生推進室）は、原則として一般市民向けに実施する予定の広報に関して、聴覚障害者や視覚障害者、又は日本語を解しない外国人に対しても同様の広報を実施でき	担当の変更に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(2) 要配慮者向け広聴体制の整備（総合企画局国際化推進室、保健福祉局障害保健福祉推進室） 保健福祉局障害保健福祉推進室は、災害発生後に各局や各区が開設する専門相談所・臨時相談所に対して、関係団体等と連携して、福祉関係の専門相談員や手話通訳者、要約筆記者を派遣できる体制を整備する。 また、総合企画局国際化推進室は、臨時相談所等に通訳を派遣できる体制を整備する。 ⇒ 第3章 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する ⇒ 第3章 22.4 要配慮者向け相談窓口を開設する (3) 社会福祉施設等における援護体制の整備（保健福祉局（保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、介護ケア推進課）、子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室、育成推進課、子ども家庭支援課、幼保総合支援室）） 保健福祉局（保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、介護ケア推進課）、子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室、育成推進課、子ども家庭支援課、幼保総合支援室）は、京都市第3次地震被害想定に基づく被災者予測結果から、高齢者等の要配慮者の総数を把握し、既設社会福祉施設等での受け入れ、他都市等への応援要請等の検討を行う。 4 避難所等における援護体制の整備 (略)	る体制を、保健福祉局、関係団体等と連携して実施できる体制を整備する。 (2) 要配慮者向け広聴体制の整備（総合企画局国際交流・共生推進室、保健福祉局障害保健福祉推進室） 保健福祉局障害保健福祉推進室は、災害発生後に各局や各区が開設する専門相談所・臨時相談所に対して、関係団体等と連携して、福祉関係の専門相談員や手話通訳者、要約筆記者を派遣できる体制を整備する。 また、総合企画局国際交流・共生推進室は、臨時相談所等に通訳を派遣できる体制を整備する。 ⇒ 第3章 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する ⇒ 第3章 22.4 要配慮者向け相談窓口を開設する (3) 社会福祉施設等における援護体制の整備（保健福祉局（保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、介護ケア推進課）、子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室、育成推進課、子ども家庭支援課、幼保総合支援室）） 保健福祉局（保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、介護ケア推進課）、子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室、育成推進課、子ども家庭支援課、幼保総合支援室）は、京都市第4次地震被害想定に基づく被災者予測結果から、高齢者等の要配慮者の総数を把握し、既設社会福祉施設等での受け入れ、他都市等への応援要請等の検討を行う。 4 避難所等における援護体制の整備 (略)	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(2) 社会福祉施設等における援護体制の整備（保健福祉局（保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、介護ケア推進課）、子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室、育成推進課、子ども家庭支援課、幼保総合支援室）） 保健福祉局（保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、介護ケア推進課）、子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室、育成推進課、子ども家庭支援課、幼保総合支援室）は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定に基づく被災者予測結果から、高齢者等の要配慮者の総数を把握し、既設社会福祉施設等での受け入れ、他都市等への応援要請等の検討を行う。	(2) 社会福祉施設等における援護体制の整備（保健福祉局（保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、介護ケア推進課）、子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室、育成推進課、子ども家庭支援課、幼保総合支援室）） 保健福祉局（保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、介護ケア推進課）、子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室、育成推進課、子ども家庭支援課、幼保総合支援室）は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定に基づく被災者予測結果から、高齢者等の要配慮者の総数を把握し、既設社会福祉施設等での受け入れ、他都市等への応援要請等の検討を行う。	
2-92	1 被害の認定体制の整備 (1) 迅速な被害認定体制の整備（区役所、消防局予防課） 区役所、消防局予防課は、災害救助法の適用判断に必要な被害の認定基準を熟知し、迅速な被害認定の実施体制を整備する。 なお、京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果に基づき、被害認定に要する要員数・時間をあらかじめ把握し、被害概況報告結果や被災建築物の応急危険度判定結果等により適用見込みを迅速に判断できる体制を併せて整備する。 (2) 応援体制の整備（区役所、消防局予防課） 区役所、消防局予防課は、京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果に基づく、被害認定に要する要員数・時間の予測結果から、他都市等に対する被害認定調査の応援要請が必要であると判断される場合は、あらかじめ応援要請・受入体制の整備を図る。	1 被害の認定体制の整備 (1) 迅速な被害認定体制の整備（区役所、消防局予防課） 区役所、消防局予防課は、災害救助法の適用判断に必要な被害の認定基準を熟知し、迅速な被害認定の実施体制を整備する。 なお、京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果に基づき、被害認定に要する要員数・時間をあらかじめ把握し、被害概況報告結果や被災建築物の応急危険度判定結果等により適用見込みを迅速に判断できる体制を併せて整備する。 (2) 応援体制の整備（区役所、消防局予防課） 区役所、消防局予防課は、京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果に基づく、被害認定に要する要員数・時間の予測結果から、他都市等に対する被害認定調査の応援要請が必要であると判断される場合は、あらかじめ応援要請・受入体制の整備を図る。	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-104	2 応急的な住宅の確保体制 (1) 応急仮設住宅確保の事前検討（都市計画局住宅政策課） 京都市第<u>3</u>次地震被害想定結果では、市域内の全壊家屋数は最大約<u>12</u>万棟に達すると予想される（花折断層地震の場合）。それに伴い、応急仮設住宅の供給需要も膨大になると考えられるため、都市計画局住宅政策課は、事前に関係部局、機関で連携して、応急仮設住宅用地、建設資材、建設要員等の確保方法の検討を行う。	2 応急的な住宅の確保体制 (1) 応急仮設住宅確保の事前検討（都市計画局住宅政策課） 京都市第<u>4</u>次地震被害想定結果では、市域内の全壊家屋数は最大約<u>10</u>万棟に達すると予想される（花折断層地震の場合）。それに伴い、応急仮設住宅の供給需要も膨大になると考えられるため、都市計画局住宅政策課は、事前に関係部局、機関で連携して、応急仮設住宅用地、建設資材、建設要員等の確保方法の検討を行う。	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正
2-105	オ 応急危険度判定制度のPR <u>応急危険度判定士に関し</u>、多数の判定士の確保や災害時における判定業務の円滑な実施のため、<u>PR用パンフレット等により</u>、応急危険度判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ一般住民の理解に努める。	オ 応急危険度判定制度の普及啓発 <u>(削除)</u> 多数の判定士の確保や災害時における判定業務の円滑な実施のため、<u>京都府と連携して</u>、応急危険度判定制度について普及啓発を行い、建築士をはじめ一般住民の理解に努める。	字句修正
2-106	1 オープンスペース利用計画の策定 (略) (3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（文化市民局文化市民総務課、建設局各所属、上下水道局<u>総務課</u>、交通局総務課、ライフライン事業者等）	1 オープンスペース利用計画の策定 (略) (3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（文化市民局文化市民総務課、建設局各所属、上下水道局総務課、交通局<u>企画総務課</u>、ライフライン事業者等）	担当の変 更に伴う 修正
2-106	※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 50箇所（令和<u>4</u>年7月1日現在） ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 124箇所（令和<u>4</u>年7月1日現在）	※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 50箇所（令和<u>5</u>年7月1日現在） ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <u>118</u>箇所（令和<u>5</u>年7月1日現在）	時点修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-109	※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 23団体（令和4年7月1日現在）	※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 23団体（令和5年7月1日現在）	時点修正
2-110	5 徒歩帰宅への備え （略） ※ 避難誘導体制の整備状況（令和4年7月1日現在） ○ 緊急避難先等へのスマートフォン及び避難誘導用資機材の配備（行財政局、都市計画局） ○ 避難誘導標識等の設置（行財政局、都市計画局） ・ ターミナル対策 避難誘導標識（10箇所） ・ 観光地対策 避難誘導標識（19箇所） ・ 緊急避難広場における標示板の設置（36箇所） ○ 災害時帰宅困難者ガイドマップ（4箇所国語対応）の作成（行財政局） ○ 京都市帰宅支援サイトの開設（行財政局） <u>（追記）</u>	5 徒歩帰宅への備え （略） ※ 避難誘導体制の整備状況（令和5年7月1日現在） ○ 緊急避難先等へのスマートフォン及び避難誘導用資機材の配備（行財政局、都市計画局） ○ 避難誘導標識等の設置（行財政局、都市計画局） ・ ターミナル対策 避難誘導標識（10箇所） ・ 観光地対策 避難誘導標識（19箇所） ・ 緊急避難広場における標示板の設置（36箇所） ○ 災害時帰宅困難者ガイドマップ（4箇所国語対応）の作成（行財政局） ○ 京都市帰宅支援サイトの開設（行財政局） <u>6 鉄道事業者との連携の推進</u> <u>帰宅困難者が発生した場合に必要な支援を円滑に実施するため、鉄道事業者との協力体制の構築を推進する。</u> <u>（1）情報共有体制の構築</u> <u>幅広く、かつ迅速に情報を共有することを目的として、鉄道事業者との相互連絡体制の構築を進める。</u> <u>（2）駅等における対策の推進</u>	鉄道事業者との連携強化に伴う修正

令和５年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料 2

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
		<u>駅や駅周辺及び列車内においても多数の帰宅困難者が発生することを想定し、鉄道事業者と協力して、必要に応じ、駅や駅付近における一時的な退避場所の確保を進める。</u> <u>また、京都市又は鉄道事業者が備蓄する食料や毛布等の物資について、必要に応じ、駅や駅付近への配備を進める。</u>													
3-21	（被害概況報告（速報）） ○ 被害概況報告（速報）の収集方法 オ 消防局収集映像（高所カメラ、<u>（追記）</u>、ヘリコプターカメラ等）及び防災危機管理室収集映像（ドローン、ビデオカメラ等）による確認	（被害概況報告（速報）） ○ 被害概況報告（速報）の収集方法 オ 消防局収集映像（高所カメラ、<u>ドローン</u>、ヘリコプターカメラ等）及び防災危機管理室収集映像（ドローン、ビデオカメラ等）による確認	字句修正												
3-23	3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う（各部、区本部） 各部、区本部は、<u>有線電話</u>途絶時には、<u>防災情報システム（無線システム）</u>、衛星携帯電話の活用のほか、消防無線その他の業務用無線（交通、水道等）の利用や連絡員の派遣など、災害の状況に応じ可能な措置を講じ、可能な限り迅速な情報伝達を行う。 なお、無線、携帯電話等の確保が不十分な場合は、国や通信事業者から通信機器の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努める。 ※ 資料３－３－１０ 京都市防災<u>情報システム</u>系統図（略）	3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う（各部、区本部） 各部、区本部は、<u>民間の通信網</u>途絶時には、<u>ＩＰ告知システム、ＭＣＡアドバンス</u>、衛星携帯電話の活用のほか、消防無線その他の業務用無線（交通、水道等）の利用や連絡員の派遣など、災害の状況に応じ可能な措置を講じ、可能な限り迅速な情報伝達を行う。 なお、無線、携帯電話等の確保が不十分な場合は、国や通信事業者から通信機器の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努める。 ※ 資料３－３－１０ 京都市防災<u>行政無線等</u>系統図（略）	字句修正												
3-24	第４節 広報・広聴活動 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td><u>（追記）</u></td><td><u>（追記）</u></td><td><u>（追記）</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>	第４節 広報・広聴活動 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td><u>4.10 安否不明者等の氏名等を公表する</u></td><td>本部事務局等</td><td><u>4.10.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.2 死者の氏名等の公表を判断する</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	<u>4.10 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	本部事務局等	<u>4.10.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.2 死者の氏名等の公表を判断する</u>	安否不明者の氏名公表方針の策定に伴う修正
応急対策項目	担当	分担内容													
<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>													
応急対策項目	担当	分担内容													
<u>4.10 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	本部事務局等	<u>4.10.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する</u> <u>4.10.2 死者の氏名等の公表を判断する</u>													

頁	現 行			修 正 案			修正理由
						<u>4.10.3 安否不明者等の名簿を作成する</u> <u>4.10.4 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	
	<u>(追記)</u>			<u>4.10 安否不明者等の氏名等を公表する</u> <u>4.10.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する（本部事務局等）</u> <u>19.2.1 参照のこと</u> <u>4.10.2 死者の氏名等の公表を判断する（本部事務局等）</u> <u>19.2.2 参照のこと</u> <u>4.10.3 安否不明者等の名簿を作成する（本部事務局等）</u> <u>19.2.3 参照のこと</u> <u>4.10.4 安否不明者等の氏名等を公表する（本部事務局）</u> <u>19.2.4 参照のこと</u>			
3-27	4. 2 一般広報を行う (1) 本部における一般広報 (略) 4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する(総合企画部広報・記録班) 総合企画部広報・記録班は、京都市のホームページ(京都市情報館)に加え、電気通信事業者、ポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て、インターネットを利用した多様な手段で、迅速に一般広報を実施する。 <u>(追記)</u>			4. 2 一般広報を行う (1) 本部における一般広報 (略) 4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する(総合企画部広報・記録班) 総合企画部広報・記録班は、京都市のホームページ(京都市情報館)に加え、電気通信事業者、ポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て、インターネットを利用した多様な手段で、迅速に一般広報を実施する <u>とともに、SNSなどによる流言飛語について注意喚起を行う。</u>			字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-52	第 7 節 避難所の開設・運営 7.4 避難所の運営体制をつくる 7.4.3 運営協議会で協議して運営する（運営協議会） ア 各避難所の運営は、運営協議会で協議して実施する。この場合、運営協議会への女性の参画を積極的に推進するとともに、避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等に的確に対応し、女性の意見等をより反映するよう努める。<u>（追記）</u>	第 7 節 避難所の開設・運営 7.4 避難所の運営体制をつくる 7.4.3 運営協議会で協議して運営する（運営協議会） ア 各避難所の運営は、運営協議会で協議して実施する。この場合、運営協議会への女性の参画を積極的に推進するとともに、避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等に的確に対応し、女性の意見等をより反映するよう努める。<u>また、男女共同参画の視点に基づき、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</u>	京都府防災計画の修正に伴う修正
3-59	8.2.4 応援隊を要請する（消防部（総務班、通信指令班（指令担当））（略） ※ 資料 3－5－3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 ※ 協定 <u>1－5</u> 京都府広域消防相互応援協定書 ※ 協定 <u>1－6</u> 五都市消防相互応援協定 ※ 協定 <u>1－7</u> 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定	8.2.4 応援隊を要請する（消防部（総務班、通信指令班（指令担当））（略） ※ 資料 3－5－3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 ※ 協定 <u>1－4</u> 京都府広域消防相互応援協定書 ※ 協定 <u>1－5</u> 五都市消防相互応援協定 ※ 協定 <u>1－6</u> 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定	字句修正
3-74	10.4.1 通行規制を行う（建築部（土木事務所班）等道路管理者、京都府警察）（略） イ 建設部土木事務所班は、<u>京都市又は京都市長が管理する道路</u>のうち（略）	10.4.1 通行規制を行う（建築部（土木事務所班）等道路管理者、京都府警察）（略） イ 建設部土木事務所班は、<u>京都市が管理する道路</u>のうち（略）	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
3-80	第 1 2 節 食料の調達・配分 ■ 基本方針 避難所に避難した方をはじめ、被災して在宅生活をしているが自ら食料を確保できない方、災害応急対策に従事している行政職員や関係者等に対し、この計画に基づき食料を調達・配分する。 食料の調達・配分においては、行政が主体となり、避難所運営協議会や自主防災組織等の住民の組織、施設管理者、ボランティア等が協力し合って行い、<u>特に要配慮者等に対する調達・配分については、十分な配慮を行う。</u>	第 1 2 節 食料の調達・配分 ■ 基本方針 避難所に避難した方をはじめ、被災して在宅生活をしているが自ら食料を確保できない方、災害応急対策に従事している行政職員や関係者等に対し、この計画に基づき食料を調達・配分する。 食料の調達・配分においては、行政が主体となり、避難所運営協議会や自主防災組織等の住民の組織、施設管理者、ボランティア等が協力し合って行う。<u>その際、被災時の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	京都府防災計画の修正に伴う修正												
3-85	第 1 3 節 生活必需品の供給 ■ 基本方針 避難所に避難した人、被災した住宅に居住する人に対し、備蓄物資の活用を図るとともに、この計画に基づいて、生活必需品を調達し供給する。 生活必需品の配布は、行政が主体となり、避難所運営協議会や自治会等の住民組織、施設管理者、ボランティア等の協力を得て実施する。<u>特に要配慮しに対する配給に対しては、十分な配慮を行う。</u>	第 1 3 節 生活必需品の供給 ■ 基本方針 避難所に避難した人、被災した住宅に居住する人に対し、備蓄物資の活用を図るとともに、この計画に基づいて、生活必需品を調達し供給する。 生活必需品の配布は、行政が主体となり、避難所運営協議会や自治会等の住民組織、施設管理者、ボランティア等の協力を得て実施する。<u>その際、被災時の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	京都府防災計画の修正に伴う修正												
3-89	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>14.1 応急給水の 方針を決定する</td><td>上下水道部 急給水班</td><td>14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる <u>14.1.3 優先的な車両輸送等による給水計画を策定する</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	14.1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部 急給水班	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる <u>14.1.3 優先的な車両輸送等による給水計画を策定する</u>	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>14.1 応急給水の 方針を決定する</td><td>上下水道部 急給水班</td><td>14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる <u>(削除)</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	14.1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部 急給水班	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる <u>(削除)</u>	マニュアルの見直しに伴う修正
応急対策項目	担当	分担内容													
14.1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部 急給水班	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる <u>14.1.3 優先的な車両輸送等による給水計画を策定する</u>													
応急対策項目	担当	分担内容													
14.1 応急給水の 方針を決定する	上下水道部 急給水班	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる <u>(削除)</u>													

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	14.2 応急給水の体制を確立する	上下水道部総務班	14.2.1 関係 <u>会社</u> に協力要請を行う 14.2.2 18 大都市水道局等に応援要請を行う 14.2.3 関係 <u>会社</u> ・18 大都市職員 <u>(追記)</u> を総合庁舎、太秦庁舎、で受け入れる <u>14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる</u> 14.2. <u>5</u> 本部長に自衛隊の派遣を要請する	14.2 応急給水の体制を確立する	上下水道部総務班	14.2.1 関係 <u>機関</u> に協力要請を行う 14.2.2 18 大都市水道局等に応援要請を行う 14.2.3 関係 <u>機関</u> ・18 大都市職員 <u>等</u> <u>の</u> を総合庁舎、太秦庁舎、で受け入れる <u>(削除)</u> 14.2. <u>4</u> 本部長に自衛隊の派遣を要請する	
	14.3 応急給水を実施する	上下水道部応急給水班	<u>(追記)</u> (1) 応急給水の方法 14.3. <u>1</u> 給水拠点を設定する 14.3. <u>2</u> <u>車両輸送</u> による <u>応急給水</u> を行う 14.3. <u>3</u> <u>仮設給水栓</u> による応急給水を行う 14.3. <u>4</u> 給水拠点の増設を行う 14.3. <u>5</u> 給水拠点を閉鎖する 14.3. <u>6</u> 水質確認を行う	14.3 応急給水を実施する	上下水道部応急給水班	(1) <u>給水場所の決定</u> 14.3.1 <u>重要施設を決定する</u> 14.3. <u>2</u> 給水拠点を設定する (2) <u>応急給水の方法</u> 14.3. <u>3</u> <u>車両</u> による <u>直接運搬給水</u> を行う <u>14.3.4 仮設給水槽による応急給水を行う</u> 14.3. <u>5</u> <u>消防栓や仮設配水管</u> による応急給水を行う 14.3. <u>6</u> 給水拠点の増設を行う 14.3. <u>7</u> 給水拠点を閉鎖する 14.3. <u>8</u> 水質確認を行う	
		区本部	<u>(2) 区本部等の対応</u> 14.3. <u>7</u> 応急給水の適切な支援を行		区本部	<u>(3) 区本部等の対応</u> 14.3. <u>9</u> 応急給水の適切な支援を行う	

資料 2

字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																
	震災後の復旧状況等により、必要に応じて、外部からも人員、資機材等の調達の要請を行い、応急給水及び応急復旧を行う。 14.2.1 関係<u>会社</u>に協力要請を行う（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、応急対策に必要な人員、資機材等の調達については、関係<u>会社</u>に対して協力要請を行う。 （略） （水道事業<u>者</u>間の応援協定） <table><tr><td>協定等</td><td>要請先</td></tr><tr><td>19大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td><td>18大都市水道局</td></tr><tr><td><u>災害発生時における</u>日本水道協会関西地方支部<u>内</u>の相互応援に関する協定</td><td><u>日本水道協会関西地方支部に属する各水道事業体</u></td></tr><tr><td>日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書</td><td>京都府支部に属する各水道事業体</td></tr></table> ※ 協定1－<u>8</u> 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書 ※ 協定1－<u>9</u> <u>災害発生時における</u>日本水道協会関西地方支部<u>内</u>の相互応援に関する協定 ※ 協定1－<u>10</u> 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書 14.2.3 関係<u>会社</u>・18 大都市 <u>（追記）</u> 職員を総合庁舎、太秦庁舎で受け入れる（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、関係<u>会社</u>や他都市等の応急対策に従事する職員を、総合庁舎、太秦庁舎で受け入れる。<u>（追記）</u>	協定等	要請先	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	18大都市水道局	<u>災害発生時における</u> 日本水道協会関西地方支部 <u>内</u> の相互応援に関する協定	<u>日本水道協会関西地方支部に属する各水道事業体</u>	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体	震災後の復旧状況等により、必要に応じて、外部からも人員、資機材等の調達の要請を行い、応急給水及び応急復旧を行う。 14.2.1 関係<u>機関</u>に協力要請を行う（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、応急対策に必要な人員、資機材等の調達については、関係<u>機関</u>に対して協力要請を行う。 （略） （水道事業<u>体</u>間の応援協定） <table><tr><td>協定等</td><td>要請先</td></tr><tr><td>19大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td><td>18大都市水道局</td></tr><tr><td><u>公益社団法人</u>日本水道協会関西地方支部<u>災害時</u>相互応援に関する協定</td><td><u>関西地方支部長</u></td></tr><tr><td>日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書</td><td>京都府支部に属する各水道事業体</td></tr></table> ※ 協定1－<u>7</u> 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書 ※ 協定1－<u>8</u> <u>公益社団法人</u>日本水道協会関西地方支部<u>災害時</u>相互応援に関する協定 ※ 協定1－<u>9</u> 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書 14.2.3 関係<u>機関</u>・18 大都市 <u>等</u>の職員を総合庁舎、太秦庁舎で受け入れる（上下水道部総務班） 上下水道部総務班は、関係<u>機関</u>や他都市等の応急対策に従事する職員を、総合庁舎、太秦庁舎で受け入れる。<u>また、車両置場等の不足する場合は、各種協定等に基づき、駐車場所の提供を依頼する。</u>	協定等	要請先	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	18大都市水道局	<u>公益社団法人</u> 日本水道協会関西地方支部 <u>災害時</u> 相互応援に関する協定	<u>関西地方支部長</u>	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体	
協定等	要請先																		
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	18大都市水道局																		
<u>災害発生時における</u> 日本水道協会関西地方支部 <u>内</u> の相互応援に関する協定	<u>日本水道協会関西地方支部に属する各水道事業体</u>																		
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体																		
協定等	要請先																		
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	18大都市水道局																		
<u>公益社団法人</u> 日本水道協会関西地方支部 <u>災害時</u> 相互応援に関する協定	<u>関西地方支部長</u>																		
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体																		

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-91	<u>14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる（上下水道部総務班）</u> <u>上下水道部総務部は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業所で受け入れる。</u> 14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する（上下水道部総務班） （略） 14.3 応急給水を実施する （略） (1) <u>応急給水の方法</u> 14.3.1 <u>給水拠点を設定する（上下水道部応急給水班）（追記）</u> 上下水道部応急給水班は、<u>おおむね次の施設等に順次給水拠点を設定していく。</u> <u>（給水拠点設置場所）</u> ア 指定避難所 イ 災害拠点病院、救急告示医療機関、透析治療を行う施設、福祉避難所となる社会福祉施設 ウ その他緊急の要請があった場所 ※ 資料 3-14-1 震災時に給水基地として使用可能な配水池等 ※ 資料 3-14-2 飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置状況 <u>（追記）</u> <u>（追記）</u>	<u>（削除）</u> 14.2.4 本部長に自衛隊の派遣を要請する（上下水道部総務班） （略） 14.3 応急給水を実施する （略） (1) <u>給水場所の決定</u> 14.3.1 <u>重要施設を決定する（上下水道部応急給水班）</u> 上下水道部応急給水班は、<u>被災状況や避難状況等を考慮して、次の施設に優先的に応急給水を行う。</u> <u>（応急給水を実施する重要施設）</u> ア 医療機関（災害拠点病院、救急告示医療機関、透析治療を行う施設等） イ 社会福祉施設（福祉避難所等） ウ 避難所（指定避難所等） エ その他緊急の要請があった場所 14.3.2 給水拠点を設定する（上下水道部応急給水班）	マニュアルの見直しに伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	14. 3. <u>2</u> <u>車両輸送</u>による<u>応急</u>給水を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、浄水場や総合庁舎、太秦庁舎、配水管の消火栓、<u>浄水場の配水池</u>、配水ポンプ場、貯水槽を給水基地として、<u>飲料水等</u>を車両輸送する方法で応急給水を行う。 14. 3. <u>3</u> 仮設給水<u>栓</u>による応急給水を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、断水地域<u>の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管、仮設給水槽を利用して下記により応急給水を実施する。</u> <u>（仮設給水栓による応急給水の方法）</u> <u>ア 消火栓を利用した応急給水</u> <u>イ 応急仮設配管による応急給水</u> <u>ウ 仮設給水槽を用いた応急給水</u> 14. 3. <u>4</u> 給水拠点の増設を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、通常の給水が行われるまでの間、段階的に市民の<u>搬送距離を短縮する</u>よう、適宜給水拠点を増設する。 14. 3. <u>5</u> 給水拠点を閉鎖する（上下水道部応急給水班） （略）	上下水道部応急給水班は、被災状況に応じて、発災後の各時点における応急給水目標の応急給水量と運搬距離を目安に、指定避難所等に給水拠点を設定する。 <u>(2) 応急給水の方法</u> 14. 3. <u>3</u> <u>車両</u>による<u>直接運搬</u>給水を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、浄水場や総合庁舎、太秦庁舎、配水管の消火栓、<u>配水池</u>、配水ポンプ場、貯水槽を給水基地として、<u>水道水</u>を車両輸送し、<u>断水地域等にある給水場所で車両に設備された給水栓から直接給水</u>する方法で応急給水を行う。 ※ <u>資料3－14－1 震災時に給水基地として使用可能な配水池等</u> ※ <u>資料3－14－2 飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置状況</u> 14. 3. <u>4</u> 仮設給水<u>槽</u>による応急給水を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、断水地域<u>等にある給水場所に仮設給水槽を設置して、応急給水を実施する。仮設給水槽には、車両輸送した水道水を注水し、必要に応じて、仮設給水栓を設置する。</u> 14. 3. <u>5</u> 消火栓や仮設配水管による応急給水を行う（上下水道部応急給水班） <u>上下水道部応急給水班は、通水している地域の消火栓に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。また、周辺の通水している地域から仮設配水管を整備し、断水地域等にある給水場所に応急給水を行う。</u> 14. 3. <u>6</u> 給水拠点の増設を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、通常の給水が行われるまでの間、<u>給水量の目標に応じて</u>段階的に市民の<u>運搬距離が短縮できる</u>よう、適宜給水拠点を増設する。 14. 3. <u>7</u> 給水拠点を閉鎖する（上下水道部応急給水班） （略）	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	14. 3. <u>6</u> 水質確認を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、水道水の水質維持のため、<u>避難</u>残留塩素が確保できていること等の水質確認を行う。 <u>(2)</u> 区本部等の対応 14. 3. <u>7</u> 応急給水の適切な支援を行う（区本部） （略） 14. 3. <u>8</u> 生活用水の確保を図る（区本部） （略）	14. 3. <u>8</u> 水質確認を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部応急給水班は、水道水の水質維持のため、<u>遊離</u>残留塩素が確保できていること等の水質確認を行う。 <u>(3)</u> 区本部等の対応 14. 3. <u>9</u> 応急給水の適切な支援を行う（区本部） （略） 14. 3. <u>10</u> 生活用水の確保を図る（区本部） （略）	
3-92	14. 4 応急給水の広報活動を実施する 広報は、発災直後や復旧の進捗状況に合わせて行う。 14. 4. 1 本部事務局を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（上下水道部広報・報道 <u>(追記)</u>） 上下水道部広報・報道 <u>(追記)</u> は、本部事務局を通じ、「第4節 広報・広聴活動」に基づいて、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 ⇒ 4. 2 一般広報を行う （略） 14. 4. 5 広報車及び広報紙等による広報を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部 <u>総務班</u> は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車による広報を行う。	14. 4 応急給水の広報活動を実施する 広報は、発災直後や復旧の進捗状況に合わせて行う。 14. 4. 1 本部事務局を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（上下水道部広報・報道<u>班</u>） 上下水道部広報・報道<u>班</u> は、本部事務局を通じ、「第4節 広報・広聴活動」に基づいて、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 ⇒ 4. 2 一般広報を行う （略） 14. 4. 5 広報車及び広報紙等による広報を行う（上下水道部応急給水班） 上下水道部 <u>応急給水班</u> は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車による広報を行う。	字句修正
3-107	17. 2 災害廃棄物処理実行計画を策定する (1) 災害廃棄物処理実行計画 17. 2. 1 関係各部から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物量の推計を行う（環境政策部災害廃棄物対策室）	17. 2 災害廃棄物処理実行計画を策定する (1) 災害廃棄物処理実行計画 17. 2. 1 関係各部から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物量の推計を行う（環境政策部災害廃棄物対策室）	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
	環境政策部災害廃棄物対策室は、関係部等から提供されたデータや災害廃棄物処理支援システムを基に、災害廃棄物発生量の推計を行う。	環境政策部災害廃棄物対策室は、関係部等から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物発生量の推計を行う。													
3-109	17.5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する 国が被災者の負担軽減を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条に基づき、損壊した家屋 等のがれきについて特例措置（公費解体）を講じる場合には、以下の手順で行う。	17.5 被災建築物の除去を行う 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条の対象となる損壊した家屋等のがれきの公費解体は、以下の手順で行う。	字句修正												
3-115	第19節 行方不明者の搜索・遺体の取扱い・火葬 ■ 基本方針 大規模な震災（追記）により多数の行方不明者や死者（追記）が発生した場合には、関係機関と連携して、行方不明者の搜索、遺体の処置等を実施するとともに、必要に応じて他の自治体や関係業界等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。また、搜索の結果、生存が確認された場合は、適切な救急活動を実施する。 （追記） ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>19.1 行方不明者を搜索する</td><td>区本部</td><td>(1) 行方不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、行方不明者の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの行方不明者の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	19.1 行方不明者を搜索する	区本部	(1) 行方不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、行方不明者の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの行方不明者の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電	第19節 安否不明者等の搜索・遺体の取扱い・火葬 ■ 基本方針 大規模な震災等により安否不明者（行方不明者（所在不明かつ死亡の疑いのある者）及び当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者をいう）及び死者（以下「安否不明者等」という）が発生した場合には、関係機関と連携して、安否不明者の搜索、遺体の処置等を実施するとともに、必要に応じて他の自治体や関係業界等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。また、搜索の結果、生存が確認された場合は、適切な救急活動を実施する。 救助活動の効率化・円滑化に資すると判断した場合等は、安否不明者等の氏名等を公表する。 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr><tr><td>19.1 安否不明者を搜索する</td><td>区本部</td><td>(1) 安否不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、安否不明者の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの安否不明者の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分担内容	19.1 安否不明者を搜索する	区本部	(1) 安否不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、安否不明者の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの安否不明者の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話	安否不明者の氏名公表方針の策定に伴う修正
応急対策項目	担当	分担内容													
19.1 行方不明者を搜索する	区本部	(1) 行方不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、行方不明者の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの行方不明者の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電													
応急対策項目	担当	分担内容													
19.1 安否不明者を搜索する	区本部	(1) 安否不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、安否不明者の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの安否不明者の届出を記録する 19.1.3 本部長、所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長、所轄警察署に電話													

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行			修 正 案			修正理由
			話で報告し、後日書面を提出する (2) <u>行方不明者の検索</u> 19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める			で報告し、後日書面を提出する (2) <u>安否不明者の検索</u> 19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める	
		本部	19.1.6 関係機関の協力を得て、 <u>行方不明者</u> の検索を行う		本部	19.1.6 関係機関の協力を得て、 <u>安否不明者</u> の検索を行う	
		関係機関	19.1.7 所轄警察署又は直近の警察官に通報する		関係機関	19.1.7 所轄警察署又は直近の警察官に通報する	
	<u>(追加)</u>			<u>19.2 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	<u>本部事務局等</u>	<u>19.2.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する</u> <u>19.2.2 死者の氏名等の公表を判断する</u> <u>19.2.3 安否不明者等の名簿を作成する</u> <u>19.2.4 安否不明者等の氏名等を公表する</u>	
	19.2 遺体安置所を開設する	区本部	19.2.1 (略) 19.2.2 (略) 19.2.3 (略) 19.2.4 (略)	19.3 遺体安置所を開設する	区本部	19.2.1 (略) 19.2.2 (略) 19.2.3 (略) <u>19.3.1</u> 19.2.4 (略)	
		本部事務局	19.2.5 (略)		本部事務局	<u>19.3.2</u> 19.2.5 (略)	

頁	現 行			修 正 案			修正理由
3-116	19. <u>3</u> 遺体を取り扱う	警察署	(1) 検視 19. <u>3</u> . 1 (略)		警察署	(1) 検視 19. <u>4</u> . 1 (略)	
		区本部	19. <u>3</u> . 2 (略)		区本部	19. <u>4</u> . 2 (略)	
			(2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19. <u>3</u> . 3 (略) 19. <u>3</u> . 4 (略) 19. <u>3</u> . 5 (略)	19. <u>4</u> 遺体を取り扱う		(2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19. <u>4</u> . 3 (略) 19. <u>4</u> . 4 (略) 19. <u>4</u> . 5 (略)	
			(3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19. <u>3</u> . 6 (略) 19. <u>3</u> . 7 (略) 19. <u>3</u> . 8 (略)			(3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19. <u>4</u> . 6 (略) 19. <u>4</u> . 7 (略) 19. <u>4</u> . 8 (略)	
			(4) 遺体の一時保存 19. <u>3</u> . 9 (略) 19. <u>3</u> . 10 (略) 19. <u>3</u> . 11 (略) 19. 3. 12 (略)			(4) 遺体の一時保存 19. <u>4</u> . 9 (略) 19. <u>4</u> . 10 (略) 19. <u>4</u> . 11 (略) 19. <u>4</u> . 12 (略)	
			(5) 遺体安置所の閉鎖 19. <u>3</u> . 13 (略) 19. <u>3</u> . 14 (略)			(5) 遺体安置所の閉鎖 19. <u>4</u> . 13 (略) 19. <u>4</u> . 14 (略)	
	19. <u>4</u> 火葬計画を策定する	保健福祉部埋火葬・動物班	19. <u>4</u> . 1 (略) 19. <u>4</u> . 2 (略) 19. <u>4</u> . 3 (略) 19. <u>4</u> . 4 (略) 19. <u>4</u> . 5 (略) 19. <u>4</u> . 6 (略)	19. <u>5</u> 火葬計画を策定する	保健福祉部埋火葬・動物班	19. <u>5</u> . 1 (略) 19. <u>5</u> . 2 (略) 19. <u>5</u> . 3 (略) 19. <u>5</u> . 4 (略) 19. <u>5</u> . 5 (略) 19. <u>5</u> . 6 (略)	
	19. <u>5</u> 火葬を行う	区本部	19. <u>5</u> . 1 (略) 19. <u>5</u> . 2 (略) 19. <u>5</u> . 3 (略) 19. <u>5</u> . 4 (略)	19. <u>6</u> 火葬を行う	区本部	19. <u>6</u> . 1 (略) 19. <u>6</u> . 2 (略) 19. <u>6</u> . 3 (略) 19. <u>6</u> . 4 (略)	
		保健福祉部埋火葬・動物班	19. <u>5</u> . 5 (略)		保健福祉部埋火葬・動物班	19. <u>6</u> . 5 (略)	

頁	現 行			修 正 案			修正理由
		区本部	19. <u>5</u> . 6 (略) 19. <u>5</u> . 7 (略) 19. <u>5</u> . 8 (略)		区本部	19. <u>6</u> . 6 (略) 19. <u>6</u> . 7 (略) 19. <u>6</u> . 8 (略)	
	19.1 <u>行方不明者</u>を捜索する <u>災害のため、現に行方不明等の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡している</u>と推定される者の捜索を行う。 京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行細則第2条に規定する救助の程度、方法及び期間の範囲内で救助（<u>行方不明者</u>の捜索等）を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。 ただし、災害救助法の適用前の段階でも、区本部が設置された場合は以下の処置を講じる。 ⇒ 23.3 災害救助を実施する <u>(1) 行方不明者の届出</u> 19.1.1 所轄警察署と協力して、<u>行方不明者</u>の届出窓口を開設する（区本部） 区本部長は所轄の警察署と協力して、災害のため所在が不明であり、捜索が必要とされる者の届出窓口を区本部に開設する。 19.1.2 市民等からの<u>行方不明者</u>の届出を記録する（区本部） 区本部は、市民等からの<u>行方不明者</u>の届出があった際は、以下の必要事項を聴取し、記録を行う。			19.1 <u>安否不明者</u>を捜索する <u>安否不明者が発生した場合は、その捜索を行う。</u> 京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行細則第2条に規定する救助の程度、方法及び期間の範囲内で救助（<u>安否不明者</u>の捜索等）を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。 ただし、災害救助法の適用前の段階でも、区本部が設置された場合は以下の処置を講じる。 ⇒ 23.3 災害救助を実施する <u>(1) 安否不明者の届出</u> 19.1.1 所轄警察署と協力して、<u>安否不明者</u>の届出窓口を開設する（区本部） 区本部長は所轄の警察署と協力して、災害のため所在が不明であり、捜索が必要とされる者の届出窓口を区本部に開設する。 19.1.2 市民等からの<u>安否不明者</u>の届出を記録する（区本部） 区本部は、市民等からの<u>安否不明者</u>の届出があった際は、以下の必要事項を聴取し、記録を行う。			

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-117	(<u>行方不明者</u>の届出の記録内容) ア <u>行方不明者</u>の住所 イ 氏名 ウ 年齢 エ 性別 オ 身長 カ 着衣 キ その他必要事項 (2) <u>行方不明者</u>の捜索 19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める（区本部） 区本部長は、消防部（消防団）、警察署等の防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。 19.1.6 関係機関の協力を得て、<u>行方不明者</u>の捜索を行う（本部） 本部は、京都府警察、消防部（消防団）、自衛隊派遣部隊、日本赤十字社京都府支部、その他の機関の協力を得て<u>行方不明者</u>の捜索を行う。 本部事務局は、災害救助法適用時、捜索を行うための機械、器具等の借上げ、購入等を行ったときは、保健福祉部長に救助実施状況を報告する。 ※ 資料3-23-2 救助の実施状況報告に係る書類、帳簿等 <u>(追加)</u>	(<u>安否不明者</u>の届出の記録内容) ア <u>(削除)</u>住所 イ 氏名 ウ 年齢 エ 性別 オ 身長 カ 着衣 キ その他必要事項 (2) <u>安否不明者</u>の捜索 19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める（区本部） 区本部長は、消防部（消防団）、警察署等の防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。 19.1.6 関係機関の協力を得て、<u>安否不明者</u>の捜索を行う（本部） 本部は、京都府警察、消防部（消防団）、自衛隊派遣部隊、日本赤十字社京都府支部、その他の機関の協力を得て<u>安否不明者</u>の捜索を行う。 本部事務局は、災害救助法適用時、捜索を行うための機械、器具等の借上げ、購入等を行ったときは、保健福祉部長に救助実施状況を報告する。 ※ 資料3-23-2 救助の実施状況報告に係る書類、帳簿等 <u>19.2 安否不明者等の氏名等を公表する</u> <u>19.2.1 安否不明者の氏名等の公表を判断する（本部事務局等）</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-118		<u>本部事務局等は、次の条件をすべて満たす場合に、安否不明者の氏名等を公表する。</u> <u>ア 救助活動の効率化・円滑化に資すると認められる場合</u> <u>イ 住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合</u> <u>ウ 家族等の同意が得られた場合</u> <u>ただし、大規模災害で家族等の同意を得ることが困難な場合は、家族等の同意を得ずに公表する場合がある。</u> <u>19.2.2 死者の氏名等の公表を判断する（本部事務局等）</u> <u>死者の氏名等は、原則非公表とする。ただし、本部事務局等は、報道機関から要請があった場合で、次の条件を全て満たす場合に公表する。</u> <u>ア 遺族等の同意がある場合（遺族等を代表する者からの同意を基本とする）</u> <u>イ 住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合</u> <u>19.2.3 安否不明者等の名簿を作成する（本部事務局等）</u> <u>本部事務局等は、安否不明者等の名簿を作成する。その際、住民基本台帳により、閲覧制限措置の有無を確認する。本部事務局は、作成した名簿を京都府へ情報提供を行う。</u> <u>19.2.4 安否不明者等の氏名等を公表する（本部事務局）</u> <u>本部事務局は、以下のとおり安否不明者等の氏名等を公表する。</u> <u>ア 公表範囲</u> <u>氏名（フリガナ）、住所（原則、町名まで）、年齢</u> <u>イ 安否不明者の公表方法</u> <u>報道機関への資料提供、本市防災ポータルサイトへの掲載など</u> <u>ウ 死者の公表方法</u> <u>報道機関への資料提供</u>	

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	19. <u>2</u> 遺体安置所を開設する 19. <u>2</u>. 1 （略） 19. <u>2</u>. 2 （略） 19. <u>2</u>. 3 （略） 19. <u>2</u>. 4 （略） 19. <u>3</u> 遺体を取り扱う (1) 検視 19. <u>3</u>. 1 （略） 19. <u>3</u>. 2 （略） (2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19. <u>3</u>. 3 （略） 19. <u>3</u>. 4 （略） 19. <u>3</u>. 5 （略） (3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19. <u>3</u>. 6 （略） 19. <u>3</u>. 7 （略） 19. <u>3</u>. 8 （略） (4) 遺体の一時保存 19. <u>3</u>. 9 （略） 19. <u>3</u>. 10 （略） 19. <u>3</u>. 11 （略） 19. <u>3</u>. 12 （略） (5) 遺体安置所の閉鎖 19. <u>3</u>. 13 （略） 19. <u>3</u>. 14 （略） 19. <u>4</u> 火葬計画を策定する 19. <u>4</u>. 1 （略） 19. <u>4</u>. 2 （略） 19. <u>4</u>. 3 （略） 19. <u>4</u>. 4 （略） 19. <u>4</u>. 5 （略） 19. <u>4</u>. 6 （略） 19. <u>5</u> 火葬を行う 19. <u>5</u>. 1 （略） 19. <u>5</u>. 2 （略） 19. <u>5</u>. 3 （略）	19. <u>3</u> 遺体安置所を開設する 19. <u>3</u>. 1 （略） 19. <u>3</u>. 2 （略） 19. <u>3</u>. 3 （略） 19. <u>3</u>. 4 （略） 19. <u>4</u> 遺体を取り扱う (1) 検視 19. <u>4</u>. 1 （略） 19. <u>4</u>. 2 （略） (2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19. <u>4</u>. 3 （略） 19. <u>4</u>. 4 （略） 19. <u>4</u>. 5 （略） (3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19. <u>4</u>. 6 （略） 19. <u>4</u>. 7 （略） 19. <u>4</u>. 8 （略） (4) 遺体の一時保存 19. <u>4</u>. 9 （略） 19. <u>4</u>. 10 （略） 19. <u>4</u>. 11 （略） 19. <u>4</u>. 12 （略） (5) 遺体安置所の閉鎖 19. <u>4</u>. 13 （略） 19. <u>4</u>. 14 （略） 19. <u>5</u> 火葬計画を策定する 19. <u>5</u>. 1 （略） 19. <u>5</u>. 2 （略） 19. <u>5</u>. 3 （略） 19. <u>5</u>. 4 （略） 19. <u>5</u>. 5 （略） 19. <u>5</u>. 6 （略） 19. <u>6</u> 火葬を行う 19. <u>6</u>. 1 （略） 19. <u>6</u>. 2 （略） 19. <u>6</u>. 3 （略）	

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行				修 正 案				修正理由
	19. <u>5</u> . 4	(略)			19. <u>6</u> . 4	(略)			
	19. <u>5</u> . 5	(略)			19. <u>6</u> . 5	(略)			
	19. <u>5</u> . 6	(略)			19. <u>6</u> . 6	(略)			
	19. <u>5</u> . 7	(略)			19. <u>6</u> . 7	(略)			
	19. <u>5</u> . 8	(略)			19. <u>6</u> . 8	(略)			
3-145	25. 1. 1. 3 連絡体制を確保する 次の連絡体制により、緊急時の情報連携を図る。				25. 1. 1. 3 連絡体制を確保する 次の連絡体制により、緊急時の情報連携を図る。				組織改正 に伴う修 正
	行政機 関	平日(8:50～ 17:30)	平日夜間及 び土日祝	備考	行政機 関	平日(8:50～ 17:30)	平日夜間及び 土日祝	備考	
	京都市 役所	<u>コミュニケーション統括 グループ</u>	<u>コミュニケーション統 括グループ</u>		京都市 役所	<u>統括グループ</u>	<u>統括グループ</u>		
	北区役 所	<u>コミュニケーション統括 グループ</u>	京都配電営 業所		北区役 所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業 所		
	上京区 役所	<u>コミュニケーション統括 グループ</u>	京都配電営 業所		上京区 役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業 所		
	左京区 役所	<u>コミュニケーション統括 グループ</u>	京都配電営 業所	(下記以外)	左京区 役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業 所	(下記以外)	
			<u>コミュニケーション統 括グループ</u>	久多(上ノ町、中ノ町、宮ノ 町、下ノ町、河合)			<u>統括グループ</u>	久多(上ノ町、中ノ町、宮ノ 町、下ノ町、河合)	
	中京区 役所	<u>コミュニケーション統括 グループ</u>	京都配電営 業所		中京区 役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業 所		
	東山区 役所	<u>コミュニケーション統括 グループ</u>	京都配電営 業所		東山区 役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業 所		
	山科区 役所	<u>伏見配電営業所</u>	伏見配電営 業所		山科区 役所	<u>統括グループ</u>	伏見配電営業 所		

令和５年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料２

頁	現 行				修 正 案				修正理由
	下京区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		下京区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	南区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		南区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	右京区役所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		右京区役所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	西京区役所 洛西支所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	京都配電営業所		西京区役所 洛西支所	<u>統括グループ</u>	京都配電営業所		
	伏見区役所	<u>伏見配電営業所</u>	伏見配電営業所		伏見区役所	<u>統括グループ</u>	伏見配電営業所		
	深草支所	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	<u>コミュニケーション統括グループ</u>	醍醐（一ノ切町、二ノ切町、三ノ切町）	深草支所	<u>統括グループ</u>	<u>統括グループ</u>	醍醐（一ノ切町、二ノ切町、三ノ切町）	
	醍醐支所		京都配電営業所	久我、竹田（向代町、川町、流池町）、羽東師	醍醐支所		京都配電営業所	久我、竹田（向代町、川町、流池町）、羽東師	
3-151	■ 役割分担				■ 役割分担				字句修正
応急対策項目		担当	分担内容		応急対策項目		担当	分担内容	
25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する		(略)	(略)		25.4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する		(略)	(略)	
		(略)	(略)				(略)	(略)	
		上下水道部 <u>水道班</u>	25-4.1.6 各班の復旧活動計画を作成する				上下水道部 <u>水道総括班</u>	25-4.1.6 各班の復旧活動計画を作成する	
25-4.2 応急措置を行う		上下水道部 <u>水道総括班</u>	25-4.2.1 取水、導水、浄水施設の応急措置を行う		25.4.2 応急措置を行う		上下水道部 <u>(水道管路班、水道施設班)</u>	25-4.2.1 取水、導水、浄水施設の応急措置を行う	
			25-4.2.2 配水施設の応急措置を					25-4.2.2 配水施設の応急措置を	

頁	現 行			修 正 案			修正理由
			行う 25-4.2.3 その他の施設の応急措置を行う			行う 25-4.2.3 その他の施設の応急措置を行う	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	25-4.4 応急復旧工事を行う	上下水道部（水道管路班、水道施設班） <u>上下水道部業務</u>	25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う 25-4.4.2 導、送、配水管の応急復旧工事を行う 25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う 25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う	25.4.4 応急復旧工事を行う	上下水道部（水道管路班、水道施設班） <u>（追加）</u>	25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う 25-4.4.2 導、送、配水管の応急復旧工事を行う 25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う 25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する (略) 25-4.1.2 速やかに取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する <u>（上下水道部水道施設班）</u>			25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する (略) 25-4.1.2 速やかに取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する（上下水道部 <u>（水道管路班、水道施設班）</u> ）			
3-153	25-4.4.2 <u>導、送</u> 、配水管の応急復旧工事を行う（上下水道部水道管路班、水道施設班） <u>導、送</u> 、配水管路の応急復旧工事手順に従い、応急復旧工事を行う。 <u>（導、送、配水管路の応急復旧工事手順）</u> (略)			25-4.4.2 <u>導水、送水</u> 、配水管の応急復旧工事を行う（上下水道部水道管路班、水道施設班） <u>導水、送水</u> 、配水管路の応急復旧工事手順に従い、応急復旧工事を行う。 <u>（導水、送水、配水管路の応急復旧工事手順）</u> (略)			字修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	キ 地震により<u>配水管路</u>が損傷を受けた場合、原則として配水幹線から配水支線へと順次復旧していく。	キ 地震により<u>配水管</u>が損傷を受けた場合、原則として配水幹線から配水支線へと順次復旧していく。	
3-154	（給水装置の応急復旧工事手順） ア <u>所有者等から修繕の申込みがあったもの</u>に限定して給水装置の復旧作業を行う。 （略） 25-4.5 広報活動を行う （略） 25-4.5.4 広報車及び広報紙等による広報を行う（<u>上下水道部水道管路班</u>） 広報は、復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては、上下水道部水道管路班は、広報車による広報及び広報紙等の配布を行う。	（給水装置の応急復旧工事手順） ア <u>給水装置の復旧は、原則、特定区間（配水管分岐部から水道メーターまで）について復旧を行う。</u> （略） 25-4.5 広報活動を行う （略） 25-4.5.4 広報車及び広報紙等による広報を行う（<u>上下水道部（応急給水班、水道管路班）</u>） 広報は、復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては、上下水道部水道管路班は、広報車による広報及び広報紙等の配布を行う。	字句修正
3-167	■ 基本方針 <u>大規模な震災時には、住宅が全壊又は全焼し、自己の資力では住宅を得ることができない市民に対し、災害救助法に基づき応急仮設住宅を建設する。また、住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない市民に対して、住宅の応急修理、市営住宅等の被災者向けへの一時転用、災害公営住宅建設等により住宅を確保する。</u> （略）	■ 基本方針 <u>大規模な震災時には、速やかに災害救助法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、建設型応急住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ（賃貸型応急仮設住宅）、市営住宅等の被災者向けへの一時転用等を実施し、住宅を供与する。また、住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行う。</u> （略）	運用実態に伴う修正

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	■ 役割分担			■ 役割分担			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>(27.1.4から移動)</u>	<u>(27.1.4から移動)</u>	<u>(27.1.4から移動)</u>	<u>27.1.2 賃貸型 応急仮設 住宅を確 保する</u>	<u>都市計画部住宅班</u>	<u>27.1.2.1 賃貸型応急仮設住宅 の所有者と利用について 必要な調整を行う (都市計画部住宅班)</u>	
						<u>27.1.2.2 民間住宅を賃貸型応 急仮設住宅として借り 上げる(都市計画部住 宅班)</u>	
	27.1.2 応急仮 設住宅戸 数を決定 する	本部長	27-1.2.1 応急仮設住宅の建設 を判断する	27.1.3 応急仮 設住宅戸 数を決定 する	本部長	27.1.3.1 応急仮設住宅の建設 を判断する	
		都市計画部住宅班	27-1.2.2 災害救助法の基準を 基に、応急仮設住宅の 戸数を決定する		<u>都市計画部住宅班</u>	27-1.3.2 災害救助法の基準を 基に、応急仮設住宅の 戸数を決定する	
		保健福祉部生活支援 班	27-1.2.3 応急仮設住宅の戸数 引上げについて、内閣 総理大臣と協議する			27-1.3.3 応急仮設住宅の戸数 引上げについて、内閣 総理大臣と協議する	
	27.1.3 建設型 応急仮設 住宅用地 を選定・ 確保する	都市計画部住宅班	27.1.3.1 (略)	27.1.4 建設型 応急仮設 住宅用地 を選定・ 確保する	都市計画部住宅班	27.1.4.1 (略)	
			27.1.3.2 (略)			27.1.4.2 (略)	
			27.1.3.3 (略)			27.1.4.3 (略)	
		オープンスペース調 整チーム事務局	27.1.3.4 (略)		オープンスペース調 整チーム事務局	27.1.4.4 (略)	
		都市計画部住宅班	27.1.3.5 (略)		都市計画部住宅班	27.1.4.5 (略)	

頁	現 行				修 正 案				修正理由
			27. 1. <u>3</u> . 6 （略）				27. 1. <u>4</u> . 6 （略）		
			27. 1. <u>3</u> . 7 （略）				27. 1. <u>4</u> . 7 （略）		
	<u>27. 1. 4 賃貸借型対応仮設住宅を確保する</u>	<u>都市計画部住宅班</u>	<u>27. 1. 4. 1 賃貸借型応急仮設住宅の所有者と利用について必要な調整を行う（都市計画部住宅班）</u>	<u>(27. 1. 2に移動)</u>	<u>(27. 1. 2に移動)</u>	<u>(27. 1. 2に移動)</u>			
		<u>保健福祉部生活支援班、都市計画部住宅班</u>	<u>27. 1. 4. 2 民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借り上げる（保健福祉部生活支援班、都市計画部住宅班）</u>						
	27. 1. 5 建設型 応急仮設住宅を建設する	都市計画部公共建築班	25. 1. 5. 1 （略）	27. 1. 5 建設型 応急仮設住宅を建設する	都市計画部公共建築班	25. 1. 5. 1 （略）			
			25. 1. 5. 2 （略）			25. 1. 5. 2 （略）			
			25. 1. 5. 3 （略）			25. 1. 5. 3 （略）			
			25. 1. 5. 4 （略）			25. 1. 5. 4 （略）			
	27. 1. 6 入居者 資格を決定する	保健福祉部生活支援班、 <u>(追記)</u> 、区本部	27-1. 6. 1 （略）	27. 1. 6 入居者 資格を決定する	保健福祉部生活支援班、 <u>都市計画部住宅班</u> 、区本部	27-1. 6. 1 （略）			
		保健福祉部生活支援班、 <u>(追記)</u>	27-1. 6. 2 （略）		保健福祉部生活支援班、 <u>都市計画部住宅班</u>	27-1. 6. 2 （略）			
			27-1. 6. 3 （略）			27-1. 6. 3 （略）			
	27. 1. 7 入居者 を決定する	保健福祉部生活支援班、区本部	27-1. 6. 4 （略）	保健福祉部生活支援班、 <u>都市計画部住宅班</u> 、区本部	27-1. 6. 4 （略）				
			27-1. 7. 1 （略）		27. 1. 7 入居者 を決定する		27-1. 7. 1 （略）		
			27-1. 7. 2 （略）				27-1. 7. 2 （略）		
			27-1. 7. 3 （略）				27-1. 7. 3 （略）		
	27-1. 7. 4 （略）								

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3-169	<u>(追記)</u>			<u>27.1.2 賃貸型応急仮設住宅を確保する</u> <u>27-1.4.1 賃貸型応急仮設住宅の所有者と利用について必要な調整を行う</u> <u>(都市計画部住宅班)</u> <u>都市計画部住宅班は、所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）と契約について必要な調整を行う。</u> <u>27.1.4.2 民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借上げる（都市計画部住宅班）</u> <u>都市計画部住宅班は内閣府及び所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）と調整の上、民間住宅を賃貸型応急仮設住宅として借上げる。</u>			運用実態に伴う修正
27.1. <u>2</u> 応急仮設住宅戸数を決定する 27.1. <u>2</u> .1 応急仮設住宅の建設を判断する（本部長（略） 27.1. <u>2</u> .2 災害救助法の基準を基に、応急仮設住宅の戸数を決定する（都市計画部住宅班）（略） 27.1. <u>2</u> .3 応急仮設住宅の戸数引上げについて、京都府知事、内閣総理大臣と協議する（ <u>保健福祉部生活支援班</u> ） 本部長（ <u>保健福祉部生活支援班</u> ）は、災害救助法の基準以上の賃貸型又は建設型応急仮設住宅の供与が必要な場合や市域外への建設型応急仮設住宅の供与が必要な場合、応急仮設住宅戸数引上げ等について京都府知事、内閣総理大臣と協議する。			27.1. <u>3</u> 応急仮設住宅戸数を決定する 27.1. <u>3</u> .1 応急仮設住宅の建設を判断する（本部長）（略） 27.1. <u>3</u> .2 災害救助法の基準を基に、応急仮設住宅の戸数を決定する（都市計画部住宅班）（略） 27-1. <u>3</u> .3 応急仮設住宅の戸数引上げについて、京都府知事、内閣総理大臣と協議する（ <u>都市計画部住宅班</u> ） 本部長（ <u>都市計画部住宅班</u> ）は、災害救助法の基準以上の賃貸型又は建設型応急仮設住宅の供与が必要な場合や市域外への建設型応急仮設住宅の供与が必要な場合、応急仮設住宅戸数引上げ等について京都府知事、内閣総理大臣と協議する。				

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	27.1.3 建設型応急仮設住宅用地を選定・確保する 27.1.3.1 (略) 27.1.3.2 (略) 27.1.3.3 (略) 27.1.3.4 (略) 27.1.3.5 (略)	27.1.4 建設型応急仮設住宅用地を選定・確保する 27.1.4.1 (略) 27.1.4.2 (略) 27.1.4.3 (略) 27.1.4.4 (略) 27.1.4.5 (略)	
3-171	27.1.6 入居者資格を決定する 27.1.6.1 応急仮設住宅入居者基礎データを作成する（保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部） 保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部は、被災世帯のり災状況、家族構成、年齢構成、要配慮者の有無等の応急仮設入居者基礎データを作成する。 27.1.6.2 応急仮設住宅入居者の資力の条件を判断する（保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>） 保健福祉部生活支援班 <u>（追記）</u> は、京都府・国等と協議し、応急仮設住宅の入居対象者の資力の条件を判断する。 27.1.6.3 関係部に指示する（保健福祉部生活支援班 <u>（追記）</u>、） 保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u> は、応急仮設住宅の入居対象者の資力の条件を判断した結果を、関係部に指示する。 27.1.6.4 応急・福祉仮設住宅の入居対象者の資格、優先順位、割合の決定を行う（保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>） 保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u> は、都市計画部と協議して応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居対象者の資格、優先順位、割合の決定を行う。 27.1.7 入居者を決定する	27.1.6 入居者資格を決定する 27.1.6.1 応急仮設住宅入居者基礎データを作成する（保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部） 保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部は、被災世帯のり災状況、家族構成、年齢構成、要配慮者の有無等の応急仮設入居者基礎データを作成する。 27.1.6.2 応急仮設住宅入居者の資力の条件を判断する（保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>） 保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u> は、京都府・国等と協議し、応急仮設住宅の入居対象者の資力の条件を判断する。 27.1.6.3 関係部に指示する（保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>） 保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u> は、応急仮設住宅の入居対象者の資力の条件を判断した結果を、関係部に指示する。 27.1.6.4 応急・福祉仮設住宅の入居対象者の資格、優先順位、割合の決定を行う（保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>） 保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u> は、都市計画部と協議して応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居対象者の資格、優先順位、割合の決定を行う。 27.1.7 入居者を決定する	運用実態に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	27.1.7.1 応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する（保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部） 保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部は、応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する。 27.1.7.2 応急仮設住宅入居者受付の広報、募集を行う（保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部） ⇒ 4.2 一般広報を行う 27.1.7.3 応急仮設住宅入居者の審査、入居決定を行う（保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部） 保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部は、応急仮設住宅入居者受付の審査、入居決定を行う。 （略） 27.1.7.4 応急仮設住宅入居者の契約、鍵の引渡しを行う（保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部） 保健福祉部生活支援班、<u>（追記）</u>、区本部は、建設型応急仮設住宅の契約、鍵の引渡し及び、賃貸借応急仮設住宅の所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）、被災者との三者契約を行う。（ただし、賃貸借応急仮設住宅については、所有者から鍵渡しを行う。）	27.1.7.1 応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する（保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部） 保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部は、応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する。 27.1.7.2 応急仮設住宅入居者受付の広報、募集を行う（保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部） ⇒ 4.2 一般広報を行う 27.1.7.3 応急仮設住宅入居者の審査、入居決定を行う（保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部） 保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部は、応急仮設住宅入居者受付の審査、入居決定を行う。 （略） 27.1.7.4 応急仮設住宅入居者の契約、鍵の引渡しを行う（保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部） 保健福祉部生活支援班、<u>都市計画部住宅班</u>、区本部は、建設型応急仮設住宅の契約、鍵の引渡し及び、賃貸借応急仮設住宅の所有者（住宅関係団体、不動産関係団体、空家住宅の所有者等）、被災者との三者契約を行う。（ただし、賃貸借応急仮設住宅については、所有者から鍵渡しを行う。）	
3-177	27-3.2.8 判定士等の輸送、宿泊所の手配等を行う（都市計画部建築指導班） 実施本部（都市計画部建築指導班）は、<u>（追記）</u> 参集場所から判定拠点などへ判定士等を輸送するに当たり、宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。また、これらの情報を取りまとめ、実施本部だけでは準備が困難となる事項について、支援本部（京都府）に連絡し、支援を要請する。	27-3.2.8 判定士等の輸送、宿泊所の手配等を行う（都市計画部建築指導班） 実施本部（都市計画部建築指導班）は、<u>必要に応じて</u>、参集場所から判定拠点などへ判定士等を輸送するに当たり、宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。また、これらの情報を取りまとめ、実施本部だけでは準備が困難となる事項について、支援本部（京都府）に連絡し、支援を要請する。	字句修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由						
3-186	■ 役割分担 (略) <table><tr><td>29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する</td><td>建設部（土木管理班、土木事務所班）</td><td>29.2.3 道路関係情報（<u>緊急交通路、緊急輸送道路</u>）を収集する</td></tr></table>	29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する	建設部（土木管理班、土木事務所班）	29.2.3 道路関係情報（ <u>緊急交通路、緊急輸送道路</u> ）を収集する	■ 役割分担 (略) <table><tr><td>29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する</td><td>建設部（土木管理班、土木事務所班）</td><td>29.2.3 道路関係情報（<u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u>）を収集する</td></tr></table>	29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する	建設部（土木管理班、土木事務所班）	29.2.3 道路関係情報（ <u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u> ）を収集する	字句修正
29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する	建設部（土木管理班、土木事務所班）	29.2.3 道路関係情報（ <u>緊急交通路、緊急輸送道路</u> ）を収集する							
29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する	建設部（土木管理班、土木事務所班）	29.2.3 道路関係情報（ <u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u> ）を収集する							
3-187	29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する (略) 29.2.3 道路関係情報（<u>緊急交通路、緊急輸送道路</u>）を収集する（建設部（土木管理班、土木事務所班）） 建設部（土木管理班、土木事務所班）は、<u>徒歩の経路</u>となる道路関係情報（<u>緊急交通路、緊急輸送道路</u>）を収集し、本部事務局へ報告する。 29.4 緊急避難広場及び一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる 29.4.1 緊急避難広場及び一時滞在施設への状況確認及び帰宅困難者の受入れを要請する（産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班） 産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、スマートフォンや災害時優先電話など、帰宅困難者対策のために整備した機器等を用い、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者へ連絡し、各施設や周辺状況の確認及び帰宅困難者の受入れを要請する。 ※ 協定９－１ 災害時における観光客等への支援に関する協定 ※ 協定９－２ 災害発生時における観光客等防災対策活動に関する協定書 ※ 協定９－３ 災害発生時における観光客等に対する施設利用等の協力に関する協定書 ※ 協定９－４ 災害時における観光客等帰宅困難者の避難誘導に	29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する (略) 29.2.3 道路関係情報（<u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u>）を収集する（建設部（土木管理班、土木事務所班）） 建設部（土木管理班、土木事務所班）は、<u>徒歩避難経路</u>となる道路関係情報（<u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u>）を収集し、本部事務局へ報告する。 29.4 緊急避難広場及び一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる 29.4.1 緊急避難広場及び一時滞在施設への状況確認及び帰宅困難者の受入れを要請する（産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班） 産業観光部帰宅困難者班、都市計画部帰宅困難者班は、スマートフォンや災害時優先電話など、帰宅困難者対策のために整備した機器等を用い、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者へ連絡し、各施設や周辺状況の確認及び帰宅困難者の受入れを要請する。 ※ 協定９－１ 災害時における観光客等への支援に関する協定 ※ 協定９－２ 災害発生時における観光客等防災対策活動に関する協定書 ※ 協定９－３ 災害発生時における観光客等に対する施設利用等の協力に関する協定書 ※ 協定９－４ 災害時における観光客等帰宅困難者の避難誘導に	字句修正 						

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	関する協定書 ※ 協定 9－5 観光客等帰宅困難者対策に関する災害時優先電話の設置・利用に関する協定書 <u>（追記）</u>	関する協定書 ※ 協定 9－5 観光客等帰宅困難者対策に関する災害時優先電話の設置・利用に関する協定書 <u>※ 協定 9－6 危機事案における相互協力協定</u> <u>⇒ 事故対策編 第 3 章 応急対策計画 第 2 節 鉄道事故応急対策</u>	
3-188	29.5 帰宅支援活動を実施する （略） 29.5.2 徒歩避難経路、ターミナル施設を設定する（本部事務局） 本部事務局は、ＪＲ、私鉄、市バス、地下鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報や道路関係情報（<u>緊急交通路、緊急輸送道路</u>）から<u>避難経路</u>、ターミナルとなる施設を設定する。	29.5 帰宅支援活動を実施する （略） 29.5.2 徒歩避難経路、ターミナル施設を設定する（本部事務局） 本部事務局は、ＪＲ、私鉄、市バス、地下鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報や道路関係情報（<u>京都市が管理する道路における道路通行規制等の情報</u>）から<u>徒歩避難経路</u>、ターミナルとなる施設を設定する。	字句修正
3-192	第 3 0 節 災害支援 30.5 支援施策を実施する 30.5.6 被災地のニーズ等に即した取組を推進する（各局等） 被災地等において、各種の人的、物的ニーズがある場合、被災自治体等の要請を受けて、可能な限り対応に努める。<u>（追記）</u>	第 3 0 節 災害支援 30.5 支援施策を実施する 30.5.6 被災地のニーズ等に即した取組を推進する（各局等） 被災地等において、各種の人的、物的ニーズがある場合、被災自治体等の要請を受けて、可能な限り対応に努める。<u>人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。</u>	京都市地域防災計画の修正に伴う修正

令和5年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

資料2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
5-1	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 ■ 基本方針 本市地震防災対策の前提となっている京都市第<u>3</u>次地震被害想定において、京都市に最大被害を及ぼす地震は、花折断層を震源とする直下型地震とされており、その最大被害においては、中央防災会議が想定した南海トラフ地震による被害（京都市における被害）を上回る想定となっている。 （略）	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 ■ 基本方針 本市地震防災対策の前提となっている京都市第<u>4</u>次地震被害想定において、京都市に最大被害を及ぼす地震は、花折断層を震源とする直下型地震とされており、その最大被害においては、中央防災会議が想定した南海トラフ地震による被害（京都市における被害）を上回る想定となっている。 （略）	地震被害 想定の見 直しに伴 う修正